

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

ネイス株式会社 2026年 5月



1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式109,650千円（見込額）の募集及び株式1,354,500千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式222,525千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2026年5月27日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

ネイス株式会社

東京都千代田区富士見一丁目3番11号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 当社のビジョン

VISION ネイスが目指す姿

子どもの未来をつくるサードプレイス。

MISSION ネイスがやるべきこと

夢中体験を、次々と。

VALUE ネイスの行動指針

New! Exciting! Interactive! Smile!

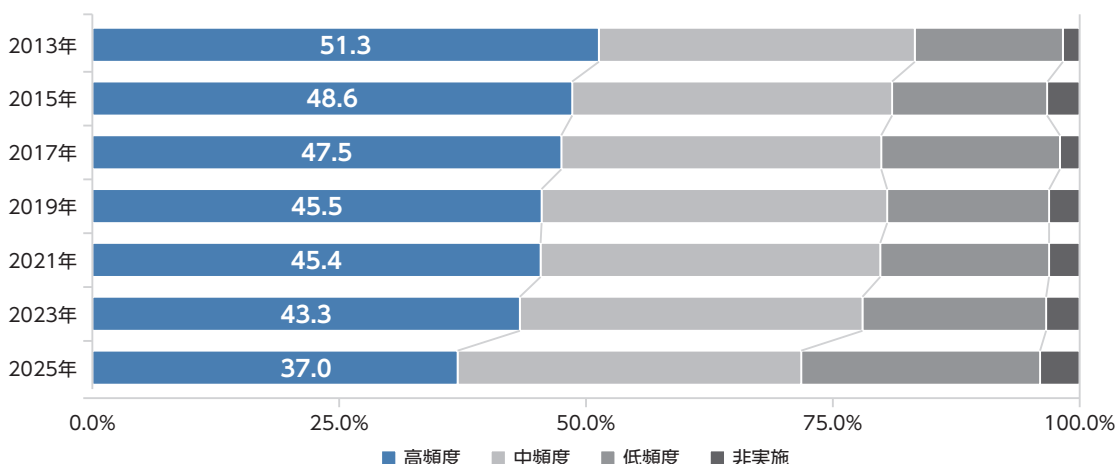
当社は「子どもの未来をつくるサードプレイス。」というビジョンのもと、「ネイス体操教室」および、児童発達支援および放課後等デイサービス施設「ネイスぷらす」を運営しております。

当社ではサードプレイスを「親も子ども行きたくない場所」と定義し、子どもたちが周囲から承認され、安心し、自分らしくいられ、挑戦することに夢中になり、その結果として子どもたちの個性が伸び、自己肯定感が高まる、そのような場所になることを目指しております。

2. 「なぜ」やるのか？

今、子ども達を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。現代社会において、インターネットやスマートフォンの普及をはじめとして、近年の厳しい天候、公園における規制、放課後の外遊びや部活動の減少など、子どもたちの運動機会が年々減少している状況です。また、それと反比例するように、不登校児童生徒数が過去最多の約35万人に上る等、幼少期におけるこころの問題も顕在化しております。そのような環境認識のもと、当社は全国の子子ども達にサードプレイスを届けられるよう、此度、資本市場を活用し新規出店の加速を企図しております。

子どもの運動実施頻度の推移



出所：笹川スポーツ財団 子ども・青少年のスポーツライフ・データ

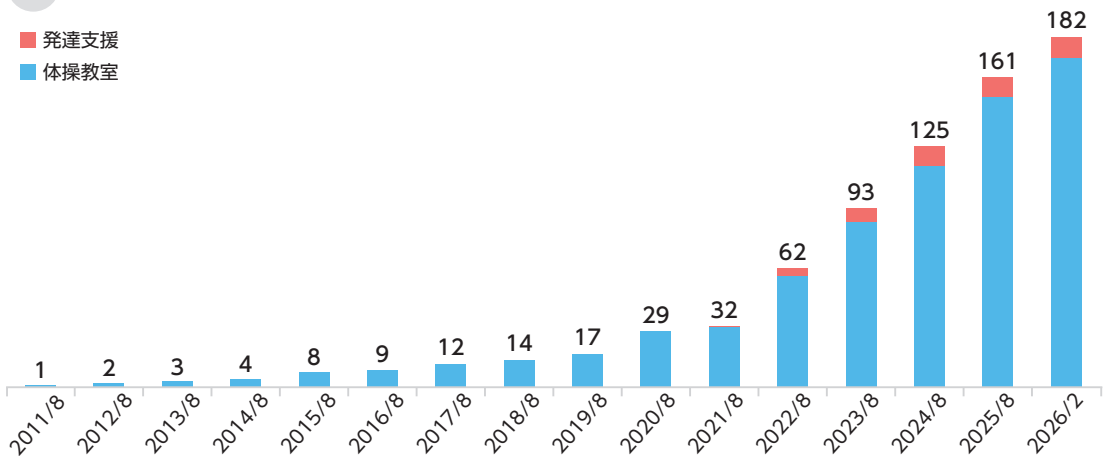
3. 事業について

■ 出店状況

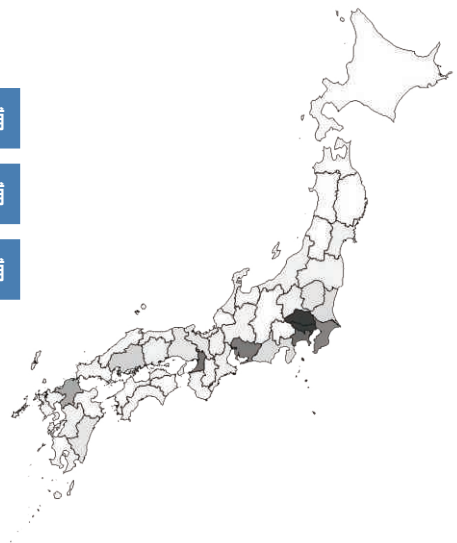
創業から15年で全国に182店舗展開、体操教室の会員数は50,000人を突破

■ 発達支援

■ 体操教室

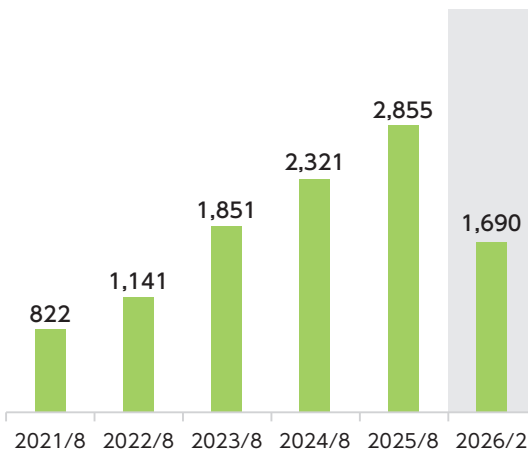


東北エリア	3店舗	近畿エリア	21店舗
関東エリア	75店舗	中国エリア	5店舗
東京エリア	43店舗	九州沖縄エリア	14店舗
中部エリア	21店舗		



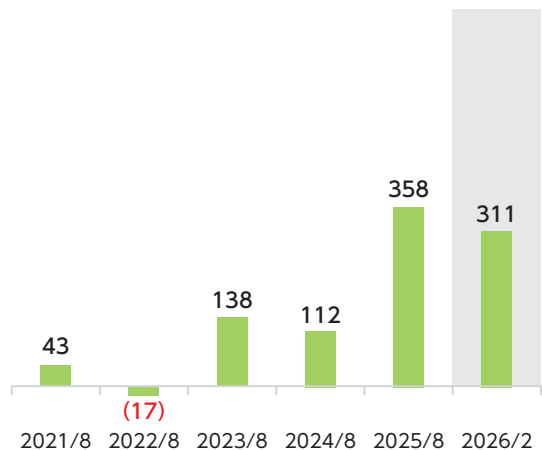
■ 売上高の推移

(単位：百万円)



■ 経常利益の推移

(単位：百万円)



4. 体操教室事業の概要

“すこやかなカラダとしなやかなココロ”をコンセプトとした体操教室

スモールステップによるできた！の積み重ねが、自己肯定・自己効力感を育む



やってみたい！を引き出す明るい教室とオリジナル器具

店舗を最大のマーケティングと捉え、保護者や子どもの興味を引く店舗づくりを行っている



約9割がショッピング・センター内の出店

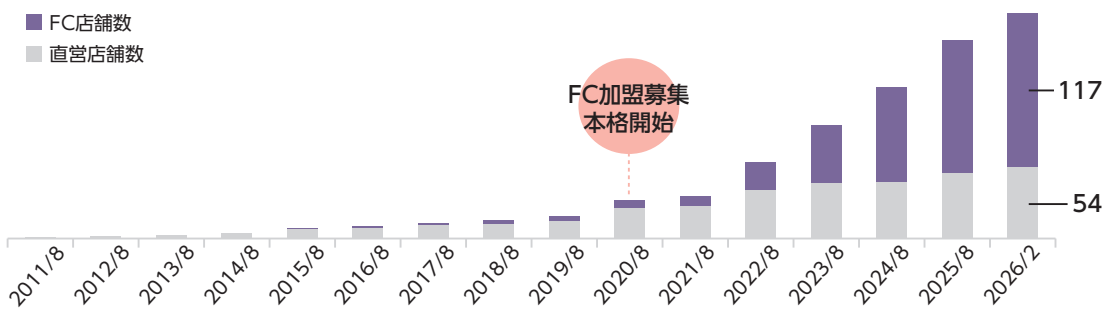
週1回の送り迎えを念頭に、顧客層の日常生活の動線に溶け込みやすい立地を選択



フランチャイズ（FC）・パートナーによる出店

30以上の加盟社とのパートナーシップにより新規出店を加速

■ FC店舗数
■ 直営店舗数

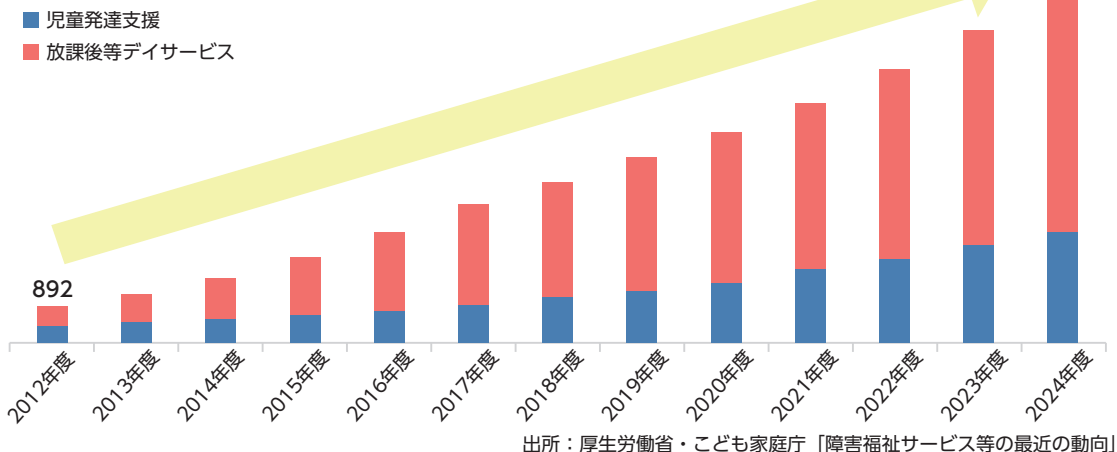


5. 発達支援事業の概要

発達障害の社会的認知の拡大を背景に、市場は拡大中

(単位：億円)

■ 障害児通所支援の市場規模



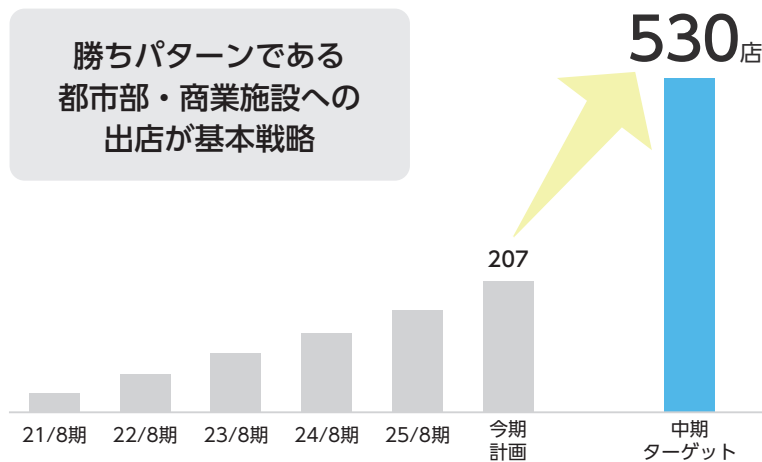
2021年5月に参入し、2026年2月末現在11店舗を運営

体操教室のノウハウを活かした『運動療育』により、児童の発達を支援

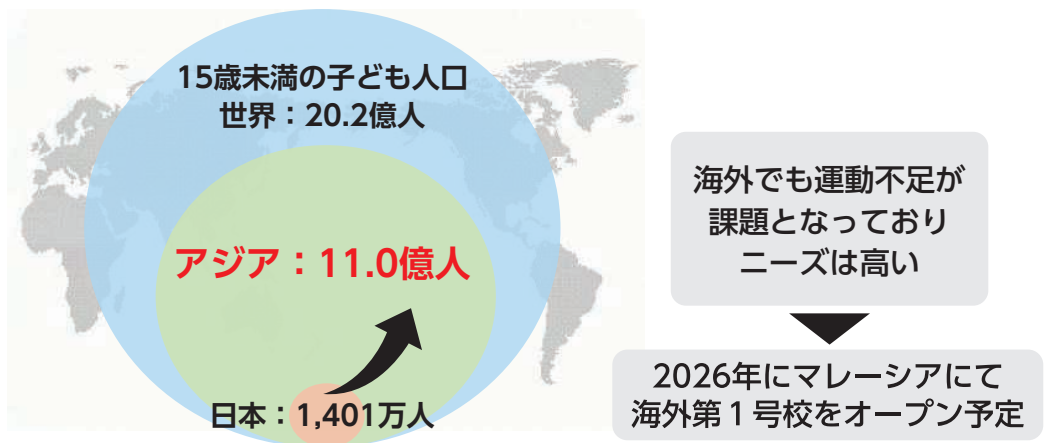


6. 中長期の戦略

1 FCを中心とした新規出店の加速

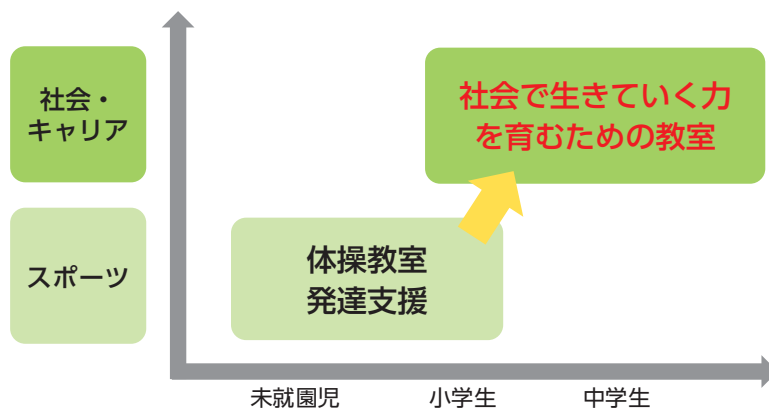


2 アジアを軸とした海外展開



出所：United Nations World Population Prospects (2024)

3 新業態として、勉強を教えない塾を開発中



7. 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

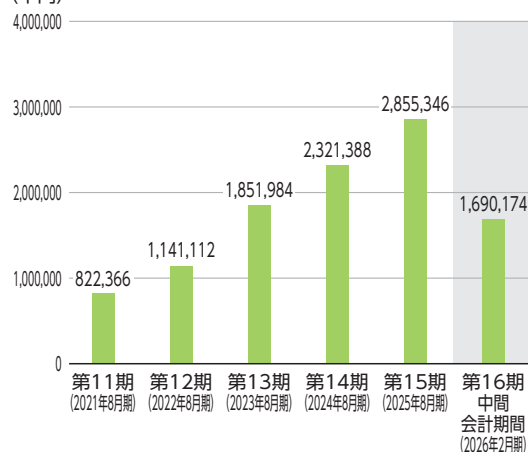
回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期 中間期
決算年月	2021年8月	2022年8月	2023年8月	2024年8月	2025年8月	2026年2月
売上高 (千円)	822,366	1,141,112	1,851,984	2,321,388	2,855,346	1,690,174
経常利益又は経常損失(△) (千円)	43,359	△17,229	138,214	112,217	358,755	311,106
当期(中間)純利益又は当期純損失(△) (千円)	26,461	△39,060	12,428	27,051	248,907	200,933
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000
発行済株式総数 (株)	200	200	200	2,000,000	2,000,000	4,000,000
純資産額 (千円)	61,629	22,568	34,996	62,048	310,956	511,889
総資産額 (千円)	610,976	832,171	1,157,228	1,479,489	2,060,585	1,829,276
1株当たり純資産額 (円)	308,146.23	112,842.16	174,982.91	15.51	77.74	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	132,308.85	△195,304.07	62,140.75	6.76	62.23	50.23
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.1	2.7	3.0	4.2	15.1	28.0
自己資本利益率 (%)	73.7	△92.8	43.2	55.8	133.5	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	317,212	660,261	△137,476
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△101,884	△156,466	△144,096
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△58,565	△107,696	△50,855
現金及び現金同等物の期末(中間期末)残高 (千円)	—	—	—	679,771	1,075,870	743,443
従業員数 (人)	95	154	221	286	292	—
(外、平均臨時雇用者数) (人)	(—)	(43)	(58)	(81)	(115)	(—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、非連結子会社は存在しておりますが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため、また、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を、第12期の期首から適用しており、第12期から第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
6. 第12期は「収益認識に関する会計基準」の適用及び資産除去債務の計上に伴い、経常損失及び当期純損失となりました。
7. 第11期、第12期及び第13期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。また、臨時従業員数(アルバイト含む、派遣社員を含まず。)は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
9. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
10. 第11期、第12期及び第13期については、会社計算規則(平成18年財務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくそうせい監査法人の監査を受けておりません。
11. 第14期及び第15期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、そうせい監査法人により監査を受けております。また、第16期中間期の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、そうせい監査法人により期中レビューを受けております。
12. 当社は、2024年6月3日付で普通株式1株につき普通株式10,000株の分割を、2026年3月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の分割をそれぞれ行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益を算定しております。
- また、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第11期、第12期及び第13期の数値については、そうせい監査法人の監査を受けておりません。

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期 中間期
決算年月	2021年8月	2022年8月	2023年8月	2024年8月	2025年8月	2026年2月
1株当たり純資産額 (円)	15.41	5.64	8.75	15.51	77.74	—
1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	6.62	△9.77	3.11	6.76	62.23	50.23
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

■ 売上高

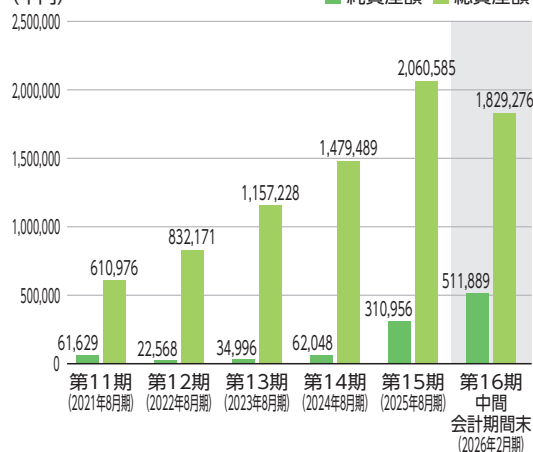
(千円)



■ 純資産額 / 総資産額

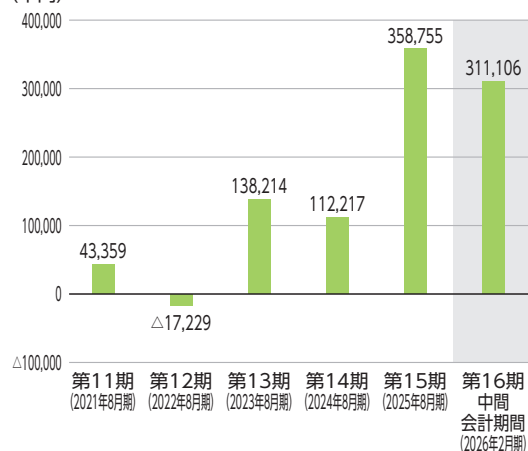
(千円)

■ 純資産額 ■ 総資産額



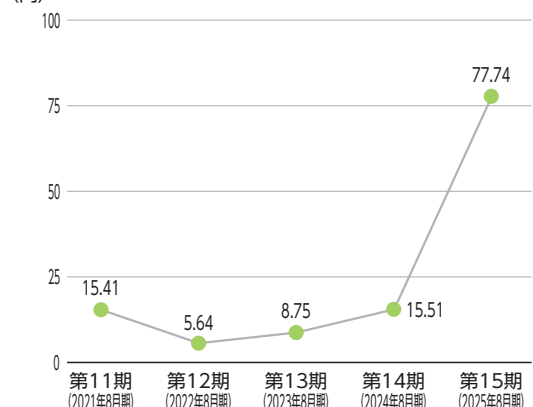
■ 経常利益又は経常損失(△)

(千円)



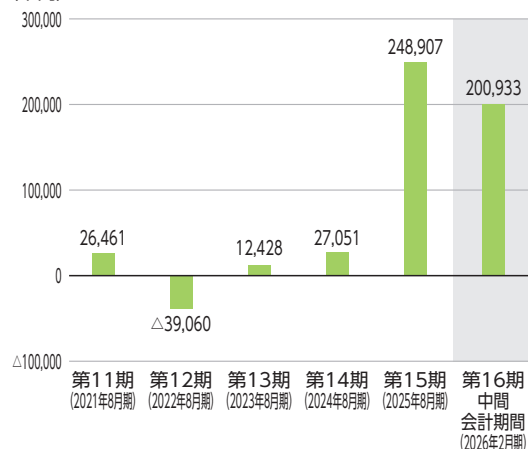
■ 1株当たり純資産額

(円)



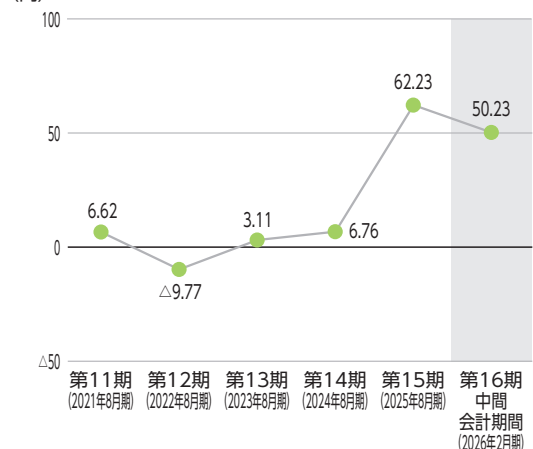
■ 当期(中間)純利益又は当期純損失(△)

(千円)



■ 1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失(△)

(円)



(注)

当社は、2024年6月3日付で普通株式1株につき普通株式10,000株の分割を、2026年3月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の分割をそれぞれ行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり指標の推移を記載しております。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	6
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	7
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9
第二部 【企業情報】	11
第1 【企業の概況】	11
1 【主要な経営指標等の推移】	11
2 【沿革】	13
3 【事業の内容】	14
4 【関係会社の状況】	17
5 【従業員の状況】	17
第2 【事業の状況】	18
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	18
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	24
3 【事業等のリスク】	26
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	31
5 【重要な契約等】	38
6 【研究開発活動】	38
第3 【設備の状況】	39
1 【設備投資等の概要】	39
2 【主要な設備の状況】	40
3 【設備の新設、除却等の計画】	40

第4	【提出会社の状況】	41
1	【株式等の状況】	41
2	【自己株式の取得等の状況】	45
3	【配当政策】	45
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	46
第5	【経理の状況】	59
1	【財務諸表等】	60
第6	【提出会社の株式事務の概要】	111
第7	【提出会社の参考情報】	112
1	【提出会社の親会社等の情報】	112
2	【その他の参考情報】	112
第四部	【株式公開情報】	113
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	113
第2	【第三者割当等の概況】	114
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	114
2	【取得者の概況】	116
3	【取得者の株式等の移動状況】	116
第3	【株主の状況】	117
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	2026年5月27日		
【会社名】	ネイス株式会社		
【英訳名】	NEIS Co., Ltd.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 南 友介		
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見一丁目3番11号		
【電話番号】	03-4212-3906（代表）		
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 管理本部GM 田島 幸樹		
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見一丁目3番11号		
【電話番号】	03-4212-3906（代表）		
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 管理本部GM 田島 幸樹		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集		
			109,650,000円
	売出金額		
	(引受人の買取引受による売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		1,354,500,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		222,525,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。		
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	100,000 (注) 2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は100株であります。

- (注) 1. 2026年5月27日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2026年6月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
4. 上記とは別に、2026年5月27日開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式172,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2026年6月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2026年6月10日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	100,000	109,650,000	59,340,000
計(総発行株式)	100,000	109,650,000	59,340,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2026年5月27日開催の取締役会決議に基づき、2026年6月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,290円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は129,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数単 位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2026年6月22日(月) 至 2026年6月25日(木)	未定 (注) 4.	2026年6月29日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2026年6月10日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年6月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2026年6月10日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2026年6月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2026年5月27日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2026年6月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2026年6月30日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2026年6月12日から2026年6月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社埼玉りそな銀行 東川口支店	埼玉県川口市東川口三丁目1番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目 2 番 1 号	100, 000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2026年6月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	100, 000	—

- (注) 1. 2026年6月10日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(2026年6月19日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
118, 680, 000	5, 000, 000	113, 680, 000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1, 290円)を基礎として算出した見込額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額113, 680千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限204, 723千円と合わせた手取概算額合計上限318, 403千円を、設備資金として充当する予定であり、具体的には以下のとおりであります。

設備資金

設備資金の内訳としては、今後の業容拡大及び持続的な事業成長のため、既存事業である体操教室事業及び発達支援事業の直営店の新規出店資金として2027年8月期に173, 520千円、2028年8月期に144, 882千円を、それぞれ充当する予定であります。

なお、具体的な充当代期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2026年6月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	1,050,000	1,354,500,000	東京都千代田区 南 友介 1,050,000株
計(総売出株式)	—	1,050,000	1,354,500,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,290円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2026年 6月22日(月) 至 2026年 6月25日(木)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 全国の本支店及 び営業所	東京都中央区日本橋室町二 丁目2番1号 岡三証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区大手町一丁 目9番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目 4番地 松井証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜 木町四丁目333番地13 むさし証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2026年6月19日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	172,500	222,525,000	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 岡三証券株式会社 172,500株
計(総売出株式)	—	172,500	222,525,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、岡三証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2026年5月27日開催の取締役会において、岡三証券株式会社が割当先とする当社普通株式172,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、岡三証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,290円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 2026年 6月22日(月) 至 2026年 6月25日(木)	100	未定 (注)1.	岡三証券株式 会社及びその 委託販売先金 融商品取引業 者の本店及び 全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 岡三証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、岡三証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である南 友介(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年5月27日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式172,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 172,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注)1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2.
(4)	払込期日	2026年7月17日(金)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2026年6月10日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。
2. 割当価格は、2026年6月19日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2026年6月30日から2026年7月13日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である南 友介、当社株主である株式会社みなみの島は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目 の2026年12月26日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026年5月27日開催 の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2021年 8 月	2022年 8 月	2023年 8 月	2024年 8 月	2025年 8 月
売上高 (千円)	822,366	1,141,112	1,851,984	2,321,388	2,855,346
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	43,359	△17,229	138,214	112,217	358,755
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	26,461	△39,060	12,428	27,051	248,907
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000
発行済株式総数 (株)	200	200	200	2,000,000	2,000,000
純資産額 (千円)	61,629	22,568	34,996	62,048	310,956
総資産額 (千円)	610,976	832,171	1,157,228	1,479,489	2,060,585
1株当たり純資産額 (円)	308,146.23	112,842.16	174,982.91	15.51	77.74
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	132,308.85	△195,304.07	62,140.75	6.76	62.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.1	2.7	3.0	4.2	15.1
自己資本利益率 (%)	73.7	△92.8	43.2	55.8	133.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	317,212	660,261
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△101,884	△156,466
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△58,565	△107,696
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	—	—	679,771	1,075,870
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	95 (—)	154 (43)	221 (58)	286 (81)	292 (115)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、非連結子会社は存在しておりますが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため、また、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
5. 第11期、第12期及び第13期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を、第12期の期首から適用しており、第12期から第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 第12期は「収益認識に関する会計基準」の適用及び資産除去債務の計上に伴い、経常損失及び当期純損失となりました。
8. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。また、臨時従業員数（アルバイト含む、派遣社員を含まず。）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
9. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
10. 第11期、第12期及び第13期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくそうせい監査法人の監査を受けておりません。
11. 第14期及び第15期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、そうせい監査法人により監査を受けております。
12. 当社は、2024年6月3日付で普通株式1株につき普通株式10,000株の分割を、2026年3月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の分割をそれぞれ行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
また、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第11期、第12期及び第13期の数値については、そうせい監査法人の監査を受けておりません。

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2021年 8 月	2022年 8 月	2023年 8 月	2024年 8 月	2025年 8 月
1株当たり純資産額 (円)	15.41	5.64	8.75	15.51	77.74
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	6.62	△9.77	3.11	6.76	62.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社グループは、当社と非連結子会社1社（NEIS Gymnastics SDN. BHD.）の計2社により構成されており、体操教室ならびに児童発達支援施設の運営等を行っております。

当社は、現代表取締役社長である南友介が、体操選手として現役時代に培ってきた体操のノウハウを活用し、体操教室を開校するために設立された会社であります。

当社設立以降の当社グループの沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2010年9月	東京都港区において、ネイス株式会社を設立
2010年12月	埼玉県川口市へ本社を移転
2010年12月	埼玉県川口市のレンタルスタジオにて体操教室を開業
2011年2月	埼玉県川口市に「ネイス体操教室」1号校をオープン
2012年2月	オリジナルのエアートランポリンを開発、製造開始
2012年3月	2号校であるイオンモール川口グリーンシティをオープン
2015年4月	ネイス体操教室初のフランチャイズ校となる東浦和校をオープン
2017年4月	「ネイス体操教室」10号校をオープン
2017年4月	コールセンター部門を開設
2017年7月	プライバシーマーク認定を取得
2020年1月	「ネイス体操教室」フランチャイズ加盟募集・のれん分け独立制度を開始
2021年4月	オリジナル体操器具の開発・販売を行っていたバックヤード株式会社を吸収合併
2021年5月	発達支援施設「ネイスぷらす」1号校を開所
2021年6月	東京都新宿区へ本社を移転
2021年9月	大阪府大阪市に大阪支社を開設
2023年8月	東京都千代田区へ本社を移転
2024年2月	「ネイス体操教室」が全国100教室を突破
2024年5月	「ネイスぷらす」10号校を開所
2024年10月	マレーシアに子会社、NEIS Gymnastics SDN. BHD. を設立
2025年4月	「ネイスキッズゼリー」の販売・提供を開始

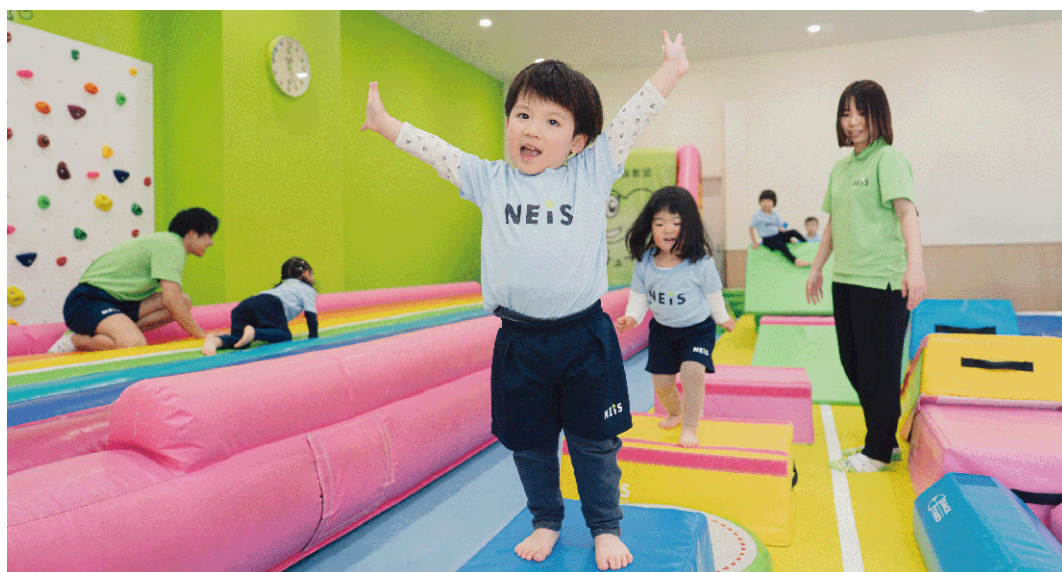
（注）のれん分け独立制度とは、自社の従業員が初期投資を抑えた形で独立し店舗を構えることを認める制度のこと。

3 【事業の内容】

当社グループは、「子どもの未来をつくるサードプレイス。」のビジョンのもと、直営およびフランチャイズ方式にて「ネイス体操教室」を運営する体操教室事業、児童発達支援および放課後等デイサービス施設「ネイスぷらす」を運営する発達支援事業を行っております。

(1) 体操教室事業

当社は、「すこやかなカラダとしなやかなココロ」を育むことをコンセプトとした体操教室を、全国各地のショッピングセンター内を中心にチェーン展開しております。従来の体操教室においては選手育成が主眼にありましたが、当社はより体操というスポーツの可能性を広げ、スポーツが得意な子も苦手な子もスモールステップで成長が実感できるネイスメソッドを開発しております。体操教室の対象年齢は2歳から中学1年生迄となっており、マット、とび箱、鉄棒、トランポリンの4種目につき基礎から段階的に技術習得を図ります。売上高は主に月謝が中心であり、週1回コースで8,900円前後の価格帯となっております。



当社の強みは、ショッピングセンター内等の好立地へ出店し、大きく集客を行うことで地域活性化と共に事業展開を行ってきたことにあります。それらの実績により、不動産デベロッパー、商業施設等から好条件で店舗賃貸を獲得することができ、高い参入障壁を築き上げております。なお当社店舗の約9割はショッピングセンター内への出店となっております。

また、当社はフランチャイズ加盟社との強固なパートナーシップを軸に、店舗ネットワークを拡大しています。当社は、フランチャイズ本部として有しているブランド力や運営ノウハウを加盟店へ提供し、その対価としてロイヤリティを受受します。当社のフランチャイズ・システムは、本部と加盟社、相互に高い収益性を生み出すだけでなく、比較的低額な初期投資も相まって加盟社の増店意欲を促進しており、これが当社の迅速な出店スピードの原動力となっております。

2026年4月末現在、体操教室事業で運営している店舗数及びフランチャイズ加盟社数は以下のとおりです。

区分	店舗数
直営	49 店
FC（加盟社数：34社）	128 店
合計	177 店

(2) 発達支援事業

当社では、発達障害のある子どもを対象とし、運動療育をはじめとする様々な支援を提供する施設「ネイスぶらす」を展開しております。発達障害とは、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害であり、他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手とされる一方、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害であります。発達障害のある子どもが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの「気づき」と「適切なサポート」を受けることが重要とされています。そのような認識のもと当事業は、行政（市区町村）によってサービス受給者証を発行された発達障害のある未就学児を中心に、体操の指導による全身の運動機能及び身体コントロール能力の向上、集団生活への適応訓練等を提供しております。

当社が運営する「ネイスぶらす」の特徴は、ネイス体操教室で培ったノウハウ及びオリジナルの体操器具による運動療育プログラムにあります。運動療育とは、落ち着きがない、不器用、癇癪を起こすといった課題に対して、体を動かすことによりエネルギーを発散させるとともに基礎感覚へ刺激を与えることで児童の発達を支援することであり、学習型やソーシャルスキルトレーニング型が業界の主流である中において、運動療育を提供する事業者は少数に留まっている（※）と考えられます。

※LITALICO発達ナビの事業所検索結果を基に当社調べ

当事業の売上高は、児童福祉法に基づき、顧客の利用日数に報酬単価を乗じる形で算定がなされます。顧客は、自治体より受給者証を交付され、通所支援施設等のサービスを利用します。利用料の自己負担は1割となっており、更に世帯の所得額に応じた月額負担上限が定められております。

また当事業は、児童福祉法により一定数の児童発達支援管理責任者や指導員等の人員配置が定められております。

2026年4月末現在、発達支援事業で運営している教室は以下のとおりです。

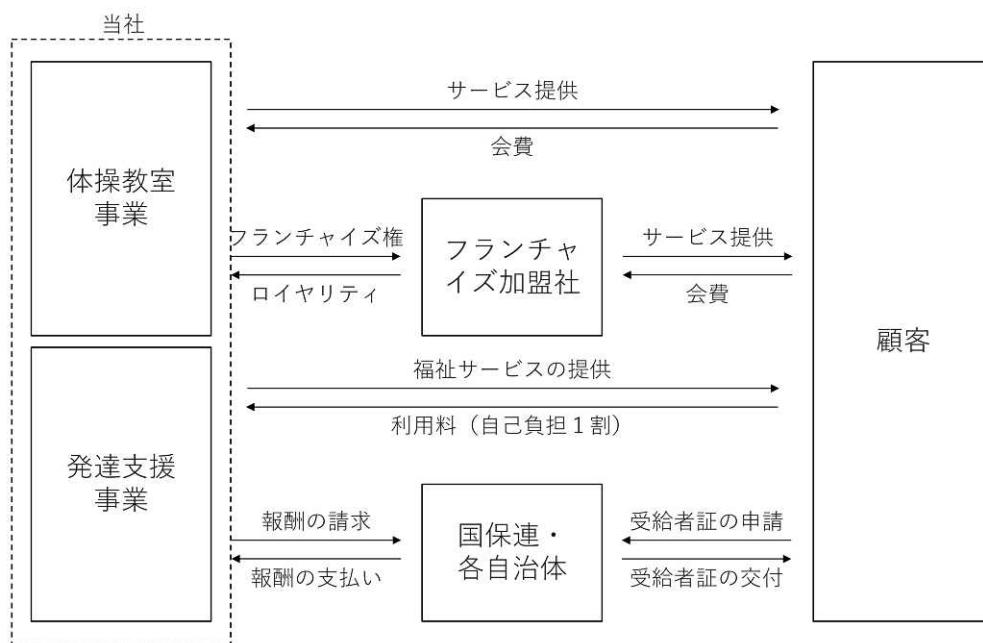
区分	店舗数
直営	11 店

2026年4月末現在、体操教室事業及び発達支援事業のエリア別の出店状況は以下のとおりであり、主に都市部へのドミナント出店を基本戦略としております。

区分	体操教室事業	発達支援事業
東北エリア	3 店	-
関東エリア	110 店	11 店
中部エリア	22 店	-
近畿エリア	21 店	-
中国エリア	5 店	-
九州・沖縄エリア	16 店	-
合計	177 店	11 店

当社の事業系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
334 (123)	32.0	2.0	3,828

セグメントの名称	従業員数(名)
体操教室事業	252 (119)
発達支援事業	56 (1)
その他(共通)	26 (3)
合計	334 (123)

- (注) 1. 従業員数は、当社から当社外への出向者を除いた就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. その他(共通)は、総務及び経理等の管理部門等の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度					補足説明
管理職に 占める 女性労働者 の割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業 取得率(%) (注2)	労働者の男女の 賃金の差異(%) (注1)			
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
26.4	50.0	53.2	93.9	23.1	パート・有期労働者の大部分は短時間 パートタイマーのため、男性嘱託社員 等と比較すると大きな差異が発生す る。 全労働者における男女の賃金の差異は 非正規雇用労働者の男女の人数比率が 影響している。

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

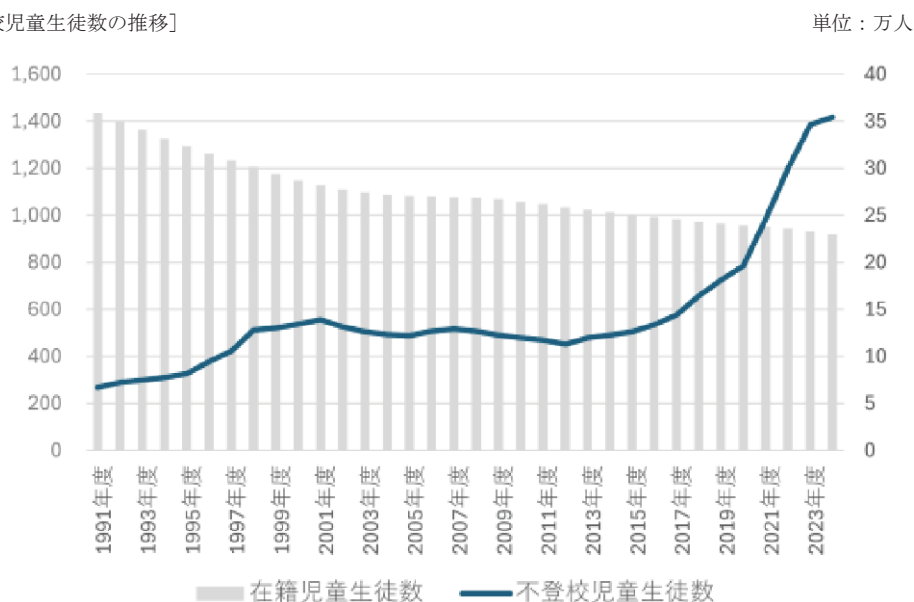
(1) 経営方針

当社は「夢中体験を、次々と。」をミッションに掲げ、ビジョンである「子どもの未来をつくるサードプレイス。」の開発に取り組んでおります。

当社ではサードプレイスを「親も子ども行きたくなる場所」と定義し、子どもたちが周囲から認められることで安心して自分らしくいられ、挑戦に夢中になり、その結果として子どもたちの個性が伸び自己肯定感が高まる、そのような場所になることを目指しております。

当社が解決したい社会課題の1つはこころの問題であります。文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、少子化の進展により小・中学校の在籍児童生徒数は1991年度の1,434万人から2024年度は918万人まで減少した一方で、不登校児童生徒数は5倍に増加し、約35万人もの子どもが不登校となっていると発表されております。なお不登校とは何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（病気や経済的理由によるものを除く。）と定義されております。

[不登校児童生徒数の推移]

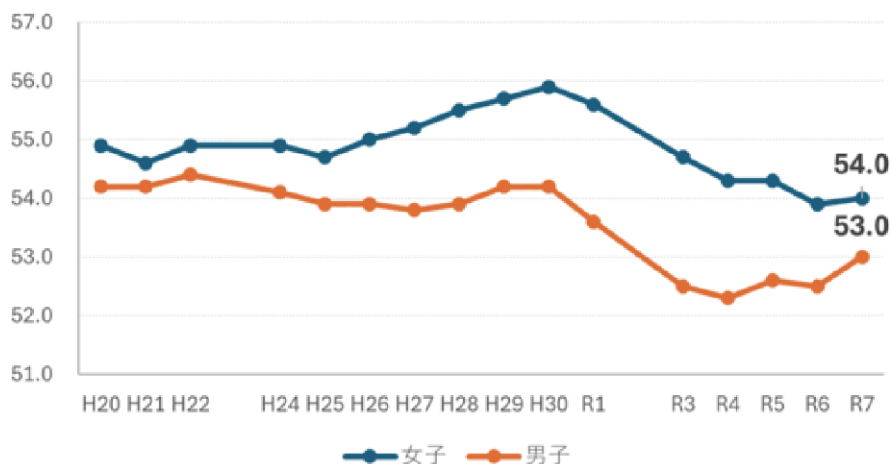


(文部科学省 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査結果より)

当社が解決したい社会課題の2つ目が、子どもたちが伸び伸びと運動できる環境づくりであります。現代社会において、子どもたちの体力低下が懸念されております。そして子どもたちの体力低下と、前述のこころの問題の間には、強い関連があると考えております。

[小学生の体力合計点の推移]

単位：点

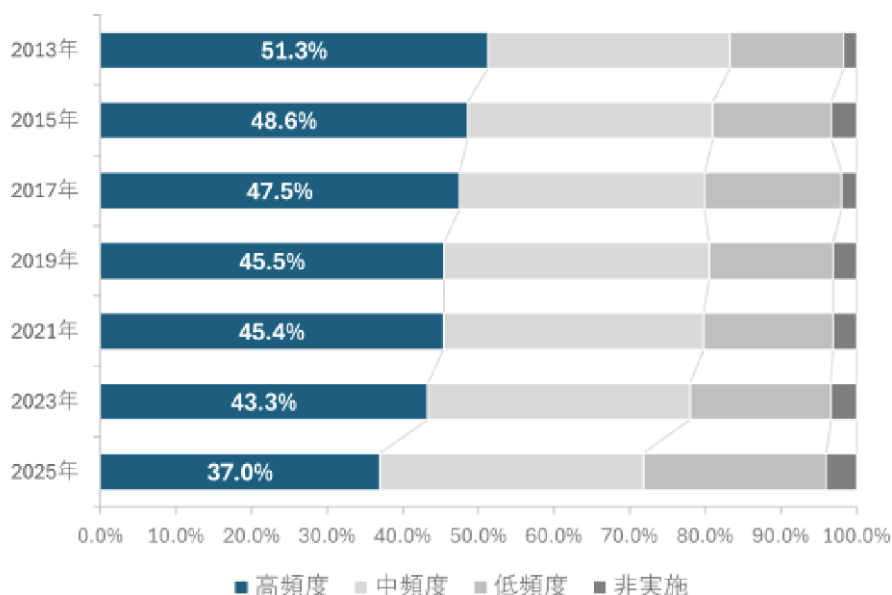


(スポーツ庁 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より)

- (注) 1. 体力合計点は筋力(握力)、敏捷性(反復横とび)、跳躍力(立ち幅とび)、柔軟性(長座体前屈)、筋持久力(上体起こし)、全身持久力(20mシャトルラン)等の各項目の得点の合計。
2. 平成23年及び令和2年度は調査実施なし。

体力低下の要因には運動不足が挙げられ、様々な環境変化により、子どもたちの遊び方に変化が起きているものと考えられます。インターネットやスマートフォンの普及、近年の厳しい天候、公園における規制、外遊び・放課後部活動の減少等により、子どもたちの運動機会が年々減少している状況であります。

[子どもの運動実施頻度の推移]



(笹川スポーツ財団 子ども・青少年のスポーツライフ・データより)

- (注) 1. 非実施群「過去1年間にまったく運動・スポーツをしなかった」／低頻度群「運動頻度が年1回以上週3回未満」／中頻度群「運動頻度が週3回以上週7回未満」／高頻度群「運動頻度が週7回以上」

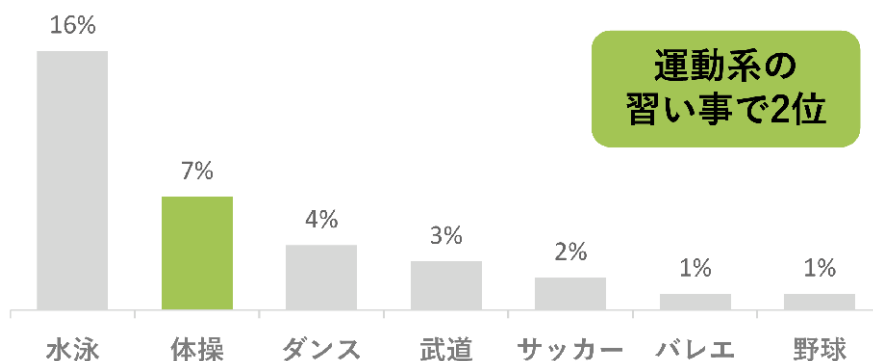
そのような課題認識の下、当社は、将来的に「ネイス体操教室」を全国に1,000店舗作ることを目指しております。体操は室内型のスポーツで天候に左右されず実施でき、運動能力を向上させるとともに、段階練習により技術の習得もさることながら、子どもたちのこころ、自己肯定感を高めるのに最適なスポーツであると考えております。自己肯定感を高く持てると、人と比較したり、ストレスを溜め込んだりせず、心豊かに人生を送ることが出来ます。自分が自分らしくあり、自らを誇れる人が多くいる社会を目指し、当社はサードプレイスを作り続けます。

(2) 経営環境

① 体操教室事業

体操教室事業が属する国内子ども向け習い事市場の2026年の市場規模は約7,450億円と予測されており、そのうち、スポーツ系の習い事市場は約3,650億円とされております（矢野経済研究所 2025年版子ども市場総合マーケティング年鑑より）。子ども向け習い事市場は、少子化によって子どもの数の減少が進む一方、シックスポケットと言われるように子ども一人当たりにかかる教育費は年々上昇し、結果として市場規模は横ばいが予想されております。体操教室はスポーツ系の習い事において水泳に次いで高い人気を誇っており、今後教室数が増加するに連れ更なる人気の高まりが期待されます。

〔習い事に関するアンケート調査結果〕（N=414）



（いこーよ ユーザーアンケート「今春から新しく始めさせたい習い事」（2022）より）

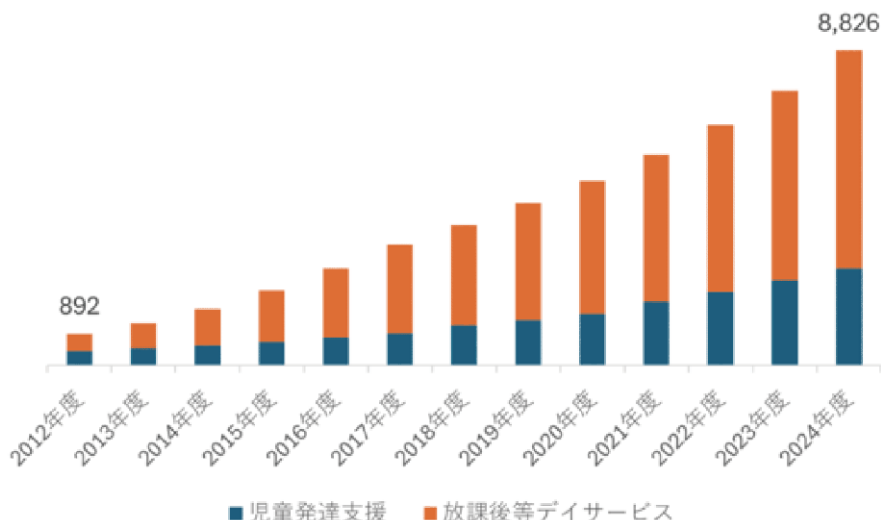
当社は体操教室チェーンのパイオニアとして市場開拓を進めておりますが、水泳教室の拠点数が約6,800拠点（スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」より）ある中、体操教室の拠点数は約1,200拠点（公開情報に基づき当社調べ）に留まっていることから供給が不足している状態にあると認識しており、市場全体の約1割となる750億円程度の潜在市場が存在すると試算しております。

② 発達支援事業

発達支援事業が属する障害児通所支援市場は2024年度で8,826億円とされており（厚生労働省 こども家庭庁「障害福祉サービス等の最近の動向（令和7年6月まで）」より）、2012年の制度開始以降、利用児童数及び一人当たり利用費用の増加により市場規模は約10倍に拡大しております。

[障害児通所支援の市場規模]

単位：億円



市場拡大の背景として発達障害の社会的認知の高まりがあり、障害を抱える子どもの数は年々増加し、その数は12万人に上ります（文部科学省「通級による指導を受けている児童生徒数の推移」より）。市場の拡大と同時に事業者の数も増加傾向にありますが、利用者の数は今後益々の拡大が予測されており、依然として成長余地が大きい状態にあると考えられます。

(3) 経営戦略

当社が提供するサービスにおける、保護者の本質的なニーズは不変であると考えております。親は子に「自立して生きていく力を身につけてほしい」と考え、それに対し当社は、非認知能力及び運動能力の向上といった価値の提供に取り組んでおります。

当社のサービス提供において何より重要であるのが当事者である子ども達の「やってみたい!」という気持ちを如何に引き出すかであります。当社では店舗が最大のマーケティングと考え、ショッピングセンター内で子どもの目に付くように配置を工夫し、独自のキャラクターや色使い、興味関心を引く体操器具を設置し、スモールステップでどんどん上達するレッスン・カリキュラムを組む等、一連の仕組みにより夢中体験を実現することで、他社との差別化に結び付けております。

また、習い事においては週1回、保護者による送迎が必須となるため、顧客の暮らしの動線に立地することが重要となっております。当社店舗の約9割はショッピングセンター内の出店となっておりますが、これまでに積み重ねてきた集客実績により、不動産デベロッパー、商業施設等から好条件で店舗賃貸を獲得することができ、高い参入障壁を築き上げております。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社が重視する経営指標（KPI）は、店舗数及び会員数としております。適正な投下資本利益が確保できる領域に資本を投下するとともに、その利益を継続的に拡大するための経営戦略を推進してまいります。また当社では講師ひとり一人のサービス力が重要であることから、体験レッスンから入会に至る比率を表す入会率、及び退会率についても重要な経営指標と考えております。

各期末時点の店舗数及び会員数の推移は以下となります。

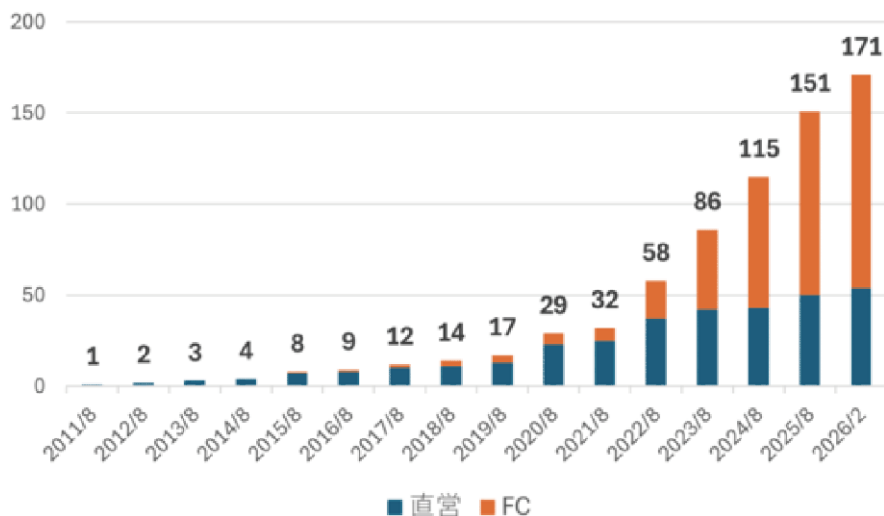
	店舗数		会員数
	(体操教室事業)	(発達支援事業)	(体操教室事業)
2021年8月期	31 店	1 店	9,783人
2022年8月期	58 店	4 店	16,378人
2023年8月期	86 店	7 店	24,186人
2024年8月期	115 店	10 店	35,069人
2025年8月期	151 店	10 店	44,616人
2026年8月期 中間	171 店	11 店	49,598人
2026年8月期 (見込)	195 店	12 店	55,000人

(注) 1. 上記KPIについては提出日現在において予測できる事情等を基礎とした合理的な判断に基づくものであり、その達成を保証するものではありません。

なお、体操教室事業における直営及びフランチャイズ毎の店舗数の実績は以下のとおりとなります。

[店舗数の推移]

(単位：店)



(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

(1)および(3)に記載の、経営方針及び中期経営計画を実行していくうえで、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

① 継続的な新規出店及びエリアの拡大

当社のビジョンを実現するためにも、継続的な出店は不可欠であります。今後、出店ペースを年間60～100店舗まで加速させ、中期ターゲットである530店舗体制を目指してまいります。

体操教室事業においては、創業からこれまでは、人口が集積しており親子で通いやすい立地として、政令指定都市のショッピングセンター内を中心に出店を重ねてまいりました。近年では、都市部の商業施設や路面店、ビルイン、郊外型のロードサイド等も含めた出店検討を進めております。また、エリアとしても未出店地域が未だ数多く存在しております。当社では全国のデベロッパー、サプライヤーとのネットワーク及びこれまでに培ってきた出店戦略のパッケージを活かし、出店までに要する期間や投資回収期間の短縮に努めながら、積極的な拡大を進めてまいります。

発達支援事業においては、既存店舗を構える関東圏を中心とし強固なドミナントを形成する方針です。

② 店舗当たり会員数の増加

店舗数の拡大とともに既存店舗の更なる会員数増加が重要であると考えております。体験獲得、入会率及び退会率の改善に努めるにあたり、各種プロモーション施策の実行、店舗業務の改善、レッスン品質及び顧客サービスの向上、社員の質向上に努めてまいります。当社では顧客満足度向上のため、店舗に設置している見守りカメラ（CCTVカメラ）の活用による品質管理、目安箱又はコールセンターの運用、各種口コミサイトの全件確認、覆面調査・臨店の実施を行っており、引き続きサードプレイスの実現に努めてまいります。

③ 収益力の強化

レッスン品質を維持・向上していくためにも、今後益々の収益力強化が必要であります。当社教室の売上高は主に月会費、入会金、年会費、物販等により構成され、会員数の増加に比例し売上高が拡大します。前項の施策により店舗当たり会員数を最大化するとともに、2025年に販売を開始したゼリー飲料等の物販の強化、プライシングの最適化等により得た収益を従業員の待遇向上及び新規開発投資等へ結び付け、好循環を作ることで他の追随を許すことなく、事業の競争力を高めてまいります。また既存事業の拡大とともに新規事業にチャレンジし、新たなサードプレイスの創出ならびに収益源の多角化に努めてまいります。

④ 財務基盤の強化

当社は現時点において財務上の課題は特段認識しておりませんが、新規店出店時の設備資金、人件費、地代家賃等に係る資金については、安定的な事業資金の確保を目的とし、短期的な運転資金が必要となる場合は、金融機関からの借入金で充当しております。上場後においては、自己資金、金融機関からの借入に加え、増資資金で賄う等の施策により、財務基盤を強化していく方針であります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したことになります。

(1) サステナビリティに関する考え方

当社はビジョンである「子どもの未来をつくるサードプレイス。」に基づき、地域密着の教育インフラとして社会課題の解決に貢献することを目的に経営をしてまいりました。お客様である子ども、保護者、価値提供をともに実現するフランチャイズ加盟社をはじめとする取引先の皆様、従業員、株主の皆様とともに、社会・環境をより良くしていくことで、サステナビリティ経営を実践してまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスとリスクマネジメント

当社は中長期的な企業価値向上の観点から、取締役会において実効性のある議論を行い、持続的な成長に関する課題・取組等についても適宜議論できる体制となっております。また取締役間における相互監視、監査役会における監査、内部監査による全部門の監査等により、業務の適法性及び適正性を担保する仕組みを構築することにより、その有効性を確保してまいります。

また当社は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を経営の重要課題と位置づけ、取締役会による監督のもとで、これらを識別、評価及び管理する体制を構築しています。具体的には、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、四半期に1回の開催を通じて、事業環境の変化や社会的要請を踏まえたサステナビリティ関連のリスク及び機会の洗い出しを行っており、その評価及び対応策の策定と顕在化の防止に関する事項を検討し、委員会にて討議しております。これらの検討結果のうち、重要な内容は、取締役会へ報告し、取締役会においてその妥当性及び対応状況についての監督を行うとともに、経営戦略及びリスク管理体制に反映しております。なお、リスクが顕在化し、重大なインシデントが発生した場合には代表取締役社長を中心に解決にあたることとしております。また取締役及び従業員は、職務権限規程に基づき職務を執行し、各職務に内包するリスクについて管理しております。

ガバナンスの詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」をご参照ください。

(3) 戦略

① 人材の獲得と育成

当社の持続的な成長のために、優秀な人材の獲得及び人材育成は欠かせないものであります。そのため当社では、様々な施策を通じて、当社へのエンゲージメントを高め、より成長できるような仕組み作りを推進しております。

当社は定期的にES（従業員満足度）アンケートを実施し現状把握に努め、またエンゲージメントを高める施策として、信頼関係の構築・成長支援・諸問題の早期把握等を目的としたメンター制度を導入し、1 on 1 ミーティングを実施しております。その他にも、育休取得の推進、各種教育プログラムや定期的なフォローアップにより、従業員個々のライフスタイルに合わせて柔軟に対応できる体制を整えております。

② 企業文化の醸成

当社は、全役職員がビジョンを共有し、同じ方向に向かって走ることができる環境づくりに注力しております。そのため当社では年に1回、ビジョン及びミッションを全役職員に周知し、また全体朝礼、研修、ワークショップ等を定期的実施することで企業理念の浸透を図っております。なお2025年6月に実施したESアンケートにおいて「企業理念への共感」のスコアは全社平均で5点中4.00となっており、引き続き企業理念の浸透に取り組んでまいります。

またビジョンを実現するための行動指針「N・E・I・S」については、以下のように設定しております。



行動指針	グループとして	ネイス・パーソンとして
New	ワクワクを提供し、感動体験を実現する	リスクを恐れず、新しいことへの挑戦ができる
Exciting	常識にとらわれず、新たな価値を創造する集団である	成長（失敗の経験）を楽しめる 自身のビジョンを持ち、自然できる環境を作る
Interactive	常に相手の声を聞き、困りごとを解決する	本質を深く考えられる、強く発信ができる
Smile	安心・安全・安定を最優先に考える ネイスの提供する先には笑顔が存在する	安心・安全・安定を最優先に考える 笑える余裕を持っているか

(4) 指標及び目標

女性社員数の多い当社としては、女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、定期的なフォローアップや研修等による意識改革、適材適所となり得る配置転換等も行っております。マネジメント業務に従事する者の内、女性労働者の割合を高める体制を整えておりますが、会社全体としてはその重要性も勘案したうえで、年齢や国籍、性別等の区分による構成割合等の目標は現時点では定めておりません。今後、必要に応じて目標設定をしてまいります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

また、必ずしもリスク要因に該当しないと考えられる事項についても、投資家の投資判断上、有用であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項も慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

① 人口動態の変化

発生可能性：高、発生可能性のある時期：足許～長期、影響度：大

当社は、日本国内において子ども向け習い事サービスの提供を行っており、少子化は既存店の収支及び新規店の出店計画に影響を与える可能性があります。

ただし少子化の進展を踏まえましても、全国に必要とされる体操教室の数は依然不足している状況にあると考えており、当社の中期目標である530店舗は、将来予測されている人口減少を十分に勘案した計画となっております。また出店の意思決定にあたっては、詳細な商圈分析に基づき判断を下し、短期間で投資回収を行うことで柔軟にスクラップ・アンド・ビルド（老朽化したり効率が悪くなった設備や組織などを廃棄・廃止し、新しいものに再建すること）することが可能な経営体制を取っており、人口動態の変化に対するリスク低減を図っております。

② 児童福祉法の改正と法対応

発生可能性：高、発生可能性のある時期：3年毎、影響度：低

当社では、『児童福祉法』を根拠法とする発達支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）を運営しております。発達支援事業は国から報酬を得ており、原則として3年に一度、報酬改定が行われるため、これらの法制度の改正により、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

また各事業所は自治体より事業所設置の指定を受けるもので、何らかの原因によりこれらの指定を取り消された場合や営業停止となった場合、減算対象となった場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

そのため当社では、国が目指す方向性への理解を深めるとともに、各事業所においては法令や通達の解釈に齟齬が発生しないよう、自治体と適宜確認を取りながら事業運営を進めております。

③ 主力事業への収益依存

発生可能性：中、発生可能性のある時期：中長期、影響度：中

当社の収益の大部分は、体操教室事業から生み出されています。また、当社は更なるビジョンの実現と中長期的な企業成長に向け、アジアを軸とした海外展開や文科系教室といった新規事業の創出に積極的に取り組み、収益の柱を複数構築する方針であります。

新規事業の展開にあたってはリスクを軽減するために必要な情報収集及び検討を実施しておりますが、新規事業の拡大が予測通りに進まない場合、投資資金を回収できず、当社の業績に影響を与える可能性があります。また様々な要因により体操教室事業から十分な収益が生み出すことができない場合には、新規事業への投資が制限され、事業ポートフォリオの構築が計画通りに進まない可能性があります。

④ 海外事業に係るリスク

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小

当社は、新規事業としてマレーシアに子会社を有し、今後教室展開を進める予定です。海外での事業展開にあたっては、当該国の諸法令への対応等、社外専門家の助言を得ながら、海外事業に対応できる人材の育成・採用等を行っており、今後も引き続き対応してまいります。当該国において予期し得ない法律・規制・租税制度等の変更や、不利な政治的要因が発生した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

⑤ 特定人物への依存

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の創業者であり大株主でもあります南友介は、企業文化の創造、経営方針、戦略の構築に重要な役割を果たしてまいりました。何らかの理由により同氏に不測の事態が生じた場合には、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社は経営に関する重要事項の意思決定は取締役会が行っているため、当該リスクが顕在化する可能性は低いと考えております。

⑥ 新規出店計画の達成

発生可能性：低、発生可能性のある時期：中計期間、影響度：中

当社は中期経営計画のもと、着実な新規出店を通じた持続的な成長を目指しております。当社は様々な情報を活用し需要予測を行い、オープン前から個々の立地に合わせたプロモーションプランを実行しておりますが、何らかの理由でフランチャイズ加盟社の出店意欲が減退した場合や、新規加盟の獲得が想定通りに進まない場合には、直営とFCの出店ミックスが変化することとなります。直営の出店割合が増加した場合には、長期的な利益増につながりますが、短期的にはFC開業支援売上などの一過性の収益が減少するほか、新規出店によるコストが先行する可能性があります。

また仮に直営、FC共に出店計画が未達となる場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、現時点で全国各地に未出店地域が多数存在しており、中計期間に当該リスクが顕在化する可能性は低いと考えております。

⑦ 競争環境の激化

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低

当社のサービスは人が提供するものであり、その質は人材の質に左右される傾向の強い業種であります。当社が持つ採用力や人材育成のノウハウは模倣が困難と考えられますが、更なる競合他社の事業拡大や新規参入が、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクに対して当社では、出店立地を押さえることにより、今後の事業展開を有利に進めていく方針であります。

⑧ 人材の確保及びサービス品質の継続的向上

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

前記の通り、当社のサービス提供にあたっては人が不可欠であり、またそのサービス品質は人材の質に左右される傾向が強くなります。店舗数の拡大に人材確保及びサービス品質の維持・向上が伴わない場合、集客が低迷し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクに対する対応策として、当社は採用応募時の実技試験にはじまり、入社後の20日間研修及びその後のオンボーディングを通じてサービス品質の維持・向上に努めております。また、従業員が当社の理念にさらに共感し、行動指針を体現できるよう情報発信・交流の機会を継続するとともに、継続的な賃上げとキャリアパスの整備等を実施することにより、従業員のモチベーションと定着率を向上させてまいります。

⑨ 個人情報の保護

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、顧客及び保護者の氏名、住所等の個人情報を保有しております。何らかの事情により個人情報が外部に漏洩した場合は、当社が損害賠償責任を負う可能性や当社の社会的信用の失墜により、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記リスクに対しては、保険商品により一定のリスク移転を図っているほか、そもそもの発生を未然に防ぐべく取り組んでおります。当社はプライバシーマークの認証を取得しており、個人情報の取扱いに関する業務フローを定めて適切な運用に努めております。権限管理により業務上不必要な社員の基幹システムにおける個人情報へのアクセスを制限するとともに、PCログや店舗に設置している見守りカメラ（CCTVカメラ）の映像により追跡可能な体制を設ける等、ハード面を整備し、ソフト面においても従業員に対して個人情報保護に係る継続的な研修を行うことで、個人情報の不正利用・漏洩防止を含むコンプライアンス意識の啓発を図り、個人情報保護に取り組んでおります。

⑩ レッスン中における顧客及びスタッフの安全確保

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社では店舗の運営に関し、顧客及びスタッフの安全確保を重大な経営課題として認識し、非常時の現場マニュアルを作成し、定期的に研修を行う等、万全の体制で臨んでいると考えております。しかしながら、事故発生の可能性は皆無とは言えず、万一重大な事故が発生した場合や、その他の運営上における何らかのトラブルが発生した場合、当社が損害賠償責任を負う可能性や当社の社会的信用の失墜により、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 当社役職員による不正・不祥事

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の事業は、顧客やその家族に加えて、取引先の企業や、関係機関、地域社会の住民の皆様との支えの元に成り立つものであると認識しております。当社の役職員には、企業理念、ビジョンを浸透させ、コンプライアンスを遵守する意識を高く保つように社員の教育研修を徹底しております。しかしながら、役職員の不正・不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合には、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

⑫ 風評被害

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低

当社は、インターネット上での様々な書き込みにより風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性に問わず、当社の社会的信用が失墜し、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

当社ではお客様からの目安箱及び相談窓口を設置し、顧客クレームに真摯に対応するなどサービスの改善や法令遵守に十分留意を行っております。また当社の従業員に対してもビジョンの浸透に取り組み、定期的に1on1ミーティングを実施しているほか、エンゲージメントサーベイを取得し、従業員満足度の向上に努め、上記リスクの低減を図っております。

⑬ フランチャイズ運営店舗における統一性の維持

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は直営店の運営に加え、フランチャイズ加盟社が運営する店舗を含めたフランチャイズ・システム全体の運営を行っており、今後の出店もフランチャイズを中心に行っていく方針であります。フランチャイズ加盟社は独立した経営主体であるため、当社の指導に従ったサービス提供が行われないリスクや、フランチャイズ加盟社における不祥事等が当社ブランド全体に影響を及ぼす可能性があります。当社は経営理念、ビジョンをフランチャイズ加盟社と共有し、店舗運営のために必要なサポートを提供するとともに、法令遵守のための指導・研修を実施しており、直営店と同水準のサービスを提供するための体制を整えております。しかしながらこれらの取り組みにもかかわらず、上記のようなリスクが顕在化した場合には当社のブランド価値が毀損し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑭ 関連法規の遵守

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の事業内容に関連して、個人情報保護法、児童福祉法、フランチャイズ・システムにおける独占禁止法、景品表示法、旅行業法等の法令による規制を受ける場合があります。当社では専門家と緊密に連携しながら、これら関係法令の改正等がある場合には直ちに対応しておりますが、万が一それらの対応が行えなかった場合、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑮ ノウハウの流出、ビジネスモデルの模倣

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低

当社の事業に関連する商標、フランチャイズ・ノウハウ、ビジネスモデル等は当社にとって重要であり、それらの保全に努めておりますが、それらの模倣や不正使用がされない保証はありません。そのような場合には、損

害賠償請求や使用差し止め等の対応が想定されますが、そのような事態が発生する場合には当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑯ 仕入に係るリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は店舗で使用する体操器具、Tシャツ等の指定用品等を取引先からの仕入により入手しております。またこれらは主に中国で製造されているため、政治・経済情勢、為替、法令の変化等により、計画通りの仕入ができない場合や価格が高騰する場合があります。当社では複数の製造委託先を持つことによりリスク回避の努力を継続しておりますが、これらのリスクに対処できなかった場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑰ 賃貸借契約に係るリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：中長期、影響度：中

当社は、直営店の出店にあたっては賃貸借契約に基づく出店を基本としております。そのため当社が事業を継続するうえでは、好立地を好条件で賃借し続けることができるか否かに影響を受けます。当社では日ごろから賃貸人とのコミュニケーションを緊密に行い、突発的に上記リスクが発生しないよう努めておりますが、顕在化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑱ 自然災害等のリスク

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、日本全国及び海外に店舗を有しております。そのため当社が事業を展開する地域において、大規模な地震・台風などの自然災害、感染症の流行、社会的な混乱等が発生した場合、店舗の損壊や営業停止の悪影響をもたらす可能性があります。これに対し当社では、BCPの策定、データのバックアップ体制やネットワークセキュリティの強化などにより事業継続に支障が生じるリスクの低減を図っておりますが、自然災害や火災等を完全に回避することは困難であり、店舗の損壊、営業停止、通信障害等が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑲ 情報システム・リスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、情報システム及びネットワーク網を整備し、会員様の予約から、顧客管理、人事、会計業務等にシステムを導入しております。これらのシステムを適正かつ継続的に運用するため、情報システムグループによる稼働状況の監視と安全性の検証、情報管理規程類の運用等を行っております。しかしながら、これらの取組みにもかかわらず、何らかの原因によりシステム障害やサイバー攻撃等が発生した場合、業務運営が困難になり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑳ 固定資産の減損・除却

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低

当社では、減損損失が発生しないよう個別店舗の収支管理を徹底し、採算性の悪い店舗に対しては積極的に対策を講じておりますが、万一、不採算店舗の増加や閉鎖が集中した場合、多額の減損損失が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

㉑ 新株予約権の行使による株式価値希薄化

発生可能性：高、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低

当社では、役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、当社の新株予約権を付与しております。また今後におきましても、役員及び従業員に対するインセンティブとして新株予約権を付与する可能性があります。本書提出日現在におけるこれらの新株予約権による潜在株式数は370,800株であり、発行済株式総数4,000,000株の9.27%に相当しております。これらの新株予約権が権利行使される場合、当社株式が新たに発行され、既存株主が有する当社株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

⑫ 配当政策について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、成長過程にあり人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応するため、創業以来配当を実施していません。株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識していますが、現時点で配当実施の可能性及びその時期は未定です。

⑬ 流通株式比率について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社における株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率について、上場日現在において、同社が上場維持基準として定める流通株式比率25%以上の水準に近接していることから、当該上場維持基準に抵触するリスクがあります。今後は、当社の事業計画に沿った成長資金の公募増資による調達、大株主への売出要請、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加等により、流動性の向上を図っていく方針であります。

⑭ 調達資金使途について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：中計期間、影響度：中

当社の公募増資による調達資金の使途は、主として既存事業の新規出店に係る設備費への充当を考えております。しかしながら、事業環境の変化に伴い、現在計画している資金使途を変更する可能性があります。また、現在の計画どおり資金を使用したとしても、期待どおりの効果をあげられない場合があり、当社の業績に影響を及ぼすおそれがあります。仮に資金使途に変更が生じた場合には速やかに適時開示を行います。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

第15期事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、一部に弱めの動きがみられるものの景気は緩やかに回復してきております。個人消費においては物価上昇が消費者マインドに影響を与えている中、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな増加基調を維持しております。

当社が属する体操教室業界におきましても、こうした経済状況や少子化など取り巻く環境は依然と厳しいものとなっておりますが、子どもの運動能力低下への危機感の高まりなどにより、コロナ禍で一時停滞した需要も回復が見込まれています。

このような事業環境のなか、当社は「子どもの未来をつくるサードプレイス。」のビジョンのもと、国内において直営およびフランチャイズ方式にて「ネイス体操教室」を運営する体操教室事業、児童発達支援および放課後等デイサービス施設「ネイスぷらす」を運営する発達支援事業を行っており、以上2事業を報告セグメントとしております。

体操教室事業では、「すこやかなカラダとしなやかなココロ」をコンセプトとした子ども向けの体操教室を、全国各地のショッピングセンター内を中心にチェーン展開しております。少子化の中において、子どもの運動機会が年々減少している等により、当社サービスへの需要は今後も高まることが予想されます。

発達支援事業では、発達障害のある子どもを対象とし、運動療育をはじめとしたさまざまな支援を提供する施設である「ネイスぷらす」を展開しております。当事業は、体操の指導による全身の運動機能及び身体コントロール能力の向上、集団生活への適応訓練等のサービスを提供しており、発達障害の社会的認知の広がりにより当社サービスの必要性は高まっていると考えられます。

第14期事業年度及び第15期事業年度における業績は以下の通りです。(単位：千円)

	第14期事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	第15期事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)	増減額	増減率 (%)
売上高	2,321,388	2,855,346	533,957	23.0
営業利益	78,203	312,278	234,075	299.3
経常利益	112,217	358,755	246,538	219.7
当期純利益	27,051	248,907	221,855	820.1

セグメントごとの業績は以下の通りです。(単位：千円)

		第14期事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	第15期事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)	増減額	増減率 (%)
体操教室事業	売上高	2,081,818	2,586,459	504,641	24.2
	セグメント利益	463,112	713,030	249,918	54.0
発達支援事業	売上高	239,570	268,886	29,316	12.2
	セグメント利益 又は損失(△)	△27,817	6,684	34,502	—
調整額 (注) 1	売上高	—	—	—	—
	セグメント利益 又は損失(△)	△323,076	△360,959	△37,882	—

(注) 1. 各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

2. セグメント利益は各報告セグメントにおける経常利益にあたる数値となっております。

<体操教室事業>

体操教室事業については、当事業年度で新規に開設した36店舗の集客も順調に推移し、累計で151店舗となりました。既存店についても引き続き高水準で会員数が推移し、当事業年度の売上高は2,586,459千円、セグメント利益は713,030千円となりました。

<発達支援事業>

発達支援事業については、令和6年度報酬改正による影響を受けつつも、前年度に開設した施設が順調に立ち上がり、当事業年度の売上高は268,886千円、セグメント利益は6,684千円となりました。なお当事業年度で新規に開設した店舗はありません。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,855,346千円（前年同期比23.0%増）、営業利益は312,278千円（前年同期比299.3%増）、経常利益は358,755千円（前年同期比219.7%増）、当期純利益につきましては248,907千円（前年同期比820.1%増）となりました。

第16期中間会計期間（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、一部に弱めの動きがみられるものの景気は緩やかに回復してきております。個人消費においては物価上昇が消費者マインドに影響を与えている中、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな増加基調を維持しております。

当社が属する体操教室業界におきましても、こうした経済状況や少子化など取り巻く環境は依然と厳しいものとなっておりますが、子どもの運動能力低下への危機感の高まりなどにより、コロナ禍で一時停滞した需要も回復が見込まれています。

体操教室事業では、「すこやかなカラダとしなやかなココロ」をコンセプトとした子ども向けの体操教室を、全国各地のショッピングセンター内を中心にチェーン展開しております。少子化の中において、子どもの運動機会が年々減少している等により、当社サービスへの需要は今後も高まることが予想されます。

発達支援事業では、発達障害のある子どもを対象とし、運動療育をはじめとしたさまざまな支援を提供する施設である「ネイスふらす」を展開しております。当事業は、体操の指導による全身の運動機能及び身体コントロール能力の向上、集団生活への適応訓練等のサービスを提供しており、発達障害の社会的認知の広がりにより当社サービスの必要性は高まっていると考えられます。

第16期中間会計期間の売上高は1,690,174千円、営業利益は275,236千円、経常利益は311,106千円、中間純利益につきましては200,933千円となりました。

セグメントごとの業績は以下の通りです。(単位：千円)

		第16期中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
体操教室事業	売上高	1,537,710
	セグメント利益	490,527
発達支援事業	売上高	152,464
	セグメント利益	20,240
調整額 (注) 1	売上高	—
	セグメント利益 又は損失(△)	△199,661

(注) 1. 各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

2. セグメント利益は各報告セグメントにおける経常利益にあたる数値となっております。

<体操教室事業>

体操教室事業については、当中間会計期間で新規に開設した20店舗の集客も順調に推移し、累計で171店舗となりました。既存店についても引き続き高水準で会員数が推移し、当中間会計期間の売上高は1,537,710千円、セグメント利益は490,527千円となりました。

<発達支援事業>

発達支援事業については、当中間会計期間で新規に開設した1店舗の集客も順調に推移し、当中間会計期間の売上高は152,464千円、セグメント利益は20,240千円となりました。

② 財政状態の状況

第15期事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(資産)

当事業年度末の資産合計は2,060,585千円となり、前事業年度末と比較して581,095千円増加いたしました。

流動資産は1,384,863千円となり、前事業年度末と比較して463,229千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が396,098千円、また店舗数の増加に伴い売掛金が24,853千円、前渡金が18,187千円、貯蔵品が13,747千円増加したことによるものであります。

固定資産は675,721千円となり、前事業年度末と比較して117,865千円増加いたしました。これは主に、新規直営店舗の開設等に伴い差入保証金が51,380千円、建物が41,847千円、建設仮勘定が9,360千円、ソフトウェアが5,753千円増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末の負債合計は1,749,629千円となり、前事業年度末と比較して332,187千円増加いたしました。

流動負債は1,286,975千円となり、前事業年度末と比較して384,387千円増加いたしました。これは主に、店舗数の増加に伴い預り金が150,156千円、契約負債が110,533千円増加、課税所得の増加に伴い未払法人税等が92,984千円増加したことによるものであります。

固定負債は462,653千円となり、前事業年度末と比較して52,200千円減少いたしました。これは主に、長期借入金が98,356千円、繰延税金負債が17,115千円減少したことに対し、店舗数の増加に伴い長期預り保証金が43,920千円、資産除去債務が19,772千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産合計は310,956千円となり、前事業年度末と比較して248,907千円増加いたしました。これは、当期純利益の計上により利益剰余金が248,907千円増加したことによるものであります。

第16期中間会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

(資産)

当中間会計期間末の資産合計は1,829,276千円となり、前事業年度末と比較して231,308千円減少いたしました。

流動資産は1,048,304千円となり、前事業年度末と比較し336,559千円減少いたしました。これは主に、会費等の回収代行業者からの入金が約定に基づき翌月に入金がなされた為、現金及び預金が332,427千円減少したことによるものであります。

固定資産は780,972千円となり、前事業年度末と比較して105,250千円増加いたしました。これは主に、新規直営店舗の開設等に伴い建物及び構築物が43,829千円、差入保証金が35,416千円、投資その他の資産のその他が38,717千円増加したのに対し、有形固定資産のその他が10,071千円減少したことによるものであります。

(負債)

当中間会計期間末の負債合計は1,317,386千円となり、前事業年度末と比較して432,242千円減少いたしました。

流動負債は851,439千円となり、前事業年度末と比較して435,535千円減少いたしました。これは主に、会費等の回収代行業者からの入金が約定に基づき翌月に入金がなされた為、契約負債が221,508千円、預り金が183,090千円減少、1年内返済予定長期借入金が13,756千円、流動負債のその他が11,786千円減少したことによるものであります。

固定負債は465,947千円となり、前事業年度末と比較して3,293千円増加いたしました。これは主に、長期借入金37,099千円減少したことに対し、店舗数の増加に伴い長期預り保証金が24,000千円、資産除去債務が16,603千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末の純資産合計は511,889千円となり、前事業年度末と比較して200,933千円増加いたしました。これは中間純利益の計上により利益剰余金が200,933千円増加したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第15期事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は1,075,870千円となり、前事業年度末と比較して396,098千円増加いたしました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、660,261千円となりました(前事業年度は317,212千円の収入)。これは主に、店舗数の増加に伴い税引前当期純利益344,004千円(前年同期比267,363千円の増加)、預り金及び契約負債の増加による収入260,689千円(前年同期比54,406千円の減少)、長期預り保証金の増加による収入28,000千円(前年同期比2,000千円の増加)等の資金の増加要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、156,466千円となりました(前事業年度は101,884千円の支出)。これは主に、新規直営教室の開設等に伴う建物並びに工具、器具及び備品等の有形固定資産の取得による支出105,900千円(前年同期比33,756千円の増加)、差入保証金の差入による支出60,122千円(前年同期比12,593千円の増加)、無形固定資産の取得による支出10,008千円(前年同期比1,536千円の増加)等の資金の減少要因があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、107,696千円となりました(前事業年度は58,565千円の支出)。これは長期借入金の返済によるものであります。

第16期中間会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は743,443千円となりました。前期末

と比較して332,427千円減少しておりますが、これは会費等の回収代行業者からの入金が約定に基づき翌月に入金がなされたことによります。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、137,476千円となりました。主な資金の増加要因は、店舗数の増加に伴う税引前中間純利益310,528千円、減価償却費48,981千円、長期預り保証金の増加による収入19,000千円等であります。他方、主な資金の減少要因は、会費等の回収代行業者からの入金が約定に基づき翌月に入金がなされたことによる預り金の減少額183,090千円、契約負債の減少額221,508千円、法人税等の支払額107,950千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、144,096千円となりました。主な資金の減少要因は、有形固定資産の取得による支出71,580千円、差入保証金の差入による支出37,216千円、関係会社株式の取得による支出38,270千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、50,855千円となりました。これは長期借入金の返済によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c 販売実績

販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第15期事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)		第16期中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
	売上高 (千円)	前期比 (%)	売上高 (千円)
体操教室事業	2,586,459	124.2	1,537,710
発達支援事業	268,886	112.2	152,464
合計	2,855,346	123.0	1,690,174

(注) 1. 主な相手先別の記載については、相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

「(1) 経営成績等の状況の概要 ①経営成績の状況 ②財政状態の状況」に記載のとおりです。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a キャッシュ・フローの状況の分析

「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

b 資本の財源及び資金の流動性に関する分析

当社の主な資金需要は、新規出店及び改装等に係る設備投資及び人件費です。当社は、これらの資金需要に対して、事業上必要な資金の流動性と財源を安定的に確保することを基本方針とし、資金使途や金額に応じて、自己資金の他、金融機関からの借入、新株発行による調達といった資金調度を柔軟に検討し、確保していく方針です。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社の財務諸表の作成にあたっては、当事業年度末における資産、負債の報告金額及び収益、費用の報告金額に影響を与える見積り、判断及び仮定を使用することが必要となります。当社の経営陣は財務諸表作成の基礎となる見積り、判断及び仮定を過去の経験や状況に応じ合理的に判断される入手可能な情報により継続的に検証し、意思決定を行っております。しかしながら、これらの見積り、判断及び仮定は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

なお当社では、当該仮定の下、会計上の見積りについて組織的な検討を行っておりますが、現時点において

翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に及ぼす重要な影響は認識しておりません。

④ 資本の財源及び資金の流動性について

当社の資金需要のうち主なものは、新規出店時の設備資金であります。

設備資金については、自己資金を充当、借入またはエクイティファイナンスにより調達することを基本方針としております。流動性リスクを管理するための具体的な指標は設けておりませんが、支出及び資金残高のモニタリングを行いながら、資金繰りに懸念がある場合には優先順位を意識した支出コントロールを行うことで対処しております。

⑤ 経営方針、経営戦略又は経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標等の分析

当社は、持続可能な成長・発展を目指して、成長戦略の推進、既存事業の売上拡大、収益性の向上、人材開発、新規事業の推進等、顧客価値創造に取り組んでいくことが重要と認識しており、企業の成長性及び収益力を表す指標として、売上高成長率及び経常利益率を重要な経営指標と位置付けております。各指標の進捗状況については、以下のとおりであります。今後も引き続き、売上高の増加、経常利益率の上昇を目指してまいります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
売上高成長率	25.3%	23.0%
経常利益率	4.8%	12.6%

5 【重要な契約等】

ネイス体操教室フランチャイズ・システム加盟契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約期間	契約内容
ネイス株式会社	各フランチャイジー事業者	日本	契約締結日より5年間。 以後両当事者が契約終了の意思表示をしない場合には2年間更新され、以後同様。	当社は、契約締結先に、ネイス体操教室に係る商標等の使用許諾及び店舗運営に係るノウハウ等を提供し、契約締結先は指定店舗のネイス体操教室を開業し、運営する。

(注) 上記については、当社は契約締結先より、加盟金、開業支援金、体操器具・備品代金、広告分担金、ロイヤリティ等を対価として受け取っております。これらの主な内容については、「第5 経理の状況 1 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針) 5 収益及び費用の計上基準」をご参照下さい。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第15期事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

当事業年度の設備投資の総額は、149,373千円で、セグメント別の主要な設備投資について示すと次の通りであります。

（体操教室事業）

3拠点の移転を含む直営教室9拠点の開校に伴い、建物や工具、器具及び備品を中心に137,104千円、業務プロセス改善を目的としソフトウェアに1,600千円の設備投資を実施いたしました。また、移転に伴い旧施設の建物10,867千円を除却いたしました。

（発達支援事業）

重要な設備の投資及び除却または売却はありません。

（その他）

管理部門の管理体制向上や新教室の施工能力向上を目的としソフトウェアに9,158千円の設備投資を実施いたしました。

第16期中間会計期間（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

当中間会計期間の設備投資の総額は、93,277千円で、セグメント別の主要な設備投資について示すと次の通りであります。

（体操教室事業）

1拠点の移転を含む直営教室6拠点の開校に伴い、建物や工具、器具及び備品を中心に78,709千円の設備投資を実施いたしました。また、移転に伴い旧施設の建物5,297千円を除却いたしました。

（発達支援事業）

直営教室1拠点の開校に伴い、建物や工具、器具及び備品を中心に12,689千円の設備投資を実施いたしました。

（その他）

PC、ネットワーク機器類に1,877千円の設備投資を実施いたしました。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次の通りであります。

2025年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
ネイス体操教室 63施設	体操教室事業	体操教室及び レンタル備品	264,779	6,384	13,986	285,151	119 (89)
ネイスぶらす 10施設	発達支援事業	運動療育施設	4,886	96	—	4,983	50 (1)
埼玉オフィス (埼玉県川口市)	体操教室事業	コールセンター	836	214	—	1,050	5 (11)
本社 (東京都千代田区)	全社(共通)	事務所	17,296	1,196	13,867	32,360	110 (10)
大阪オフィス (大阪市天王寺区)	全社(共通)	事務所	980	—	—	980	8

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、建設仮勘定及び無形固定資産であります。
3. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、2025年8月31日現在の在籍人数を（ ）外数で記載しております。
4. 上記は全て賃借しており、年間の賃借料は313,751千円であります。
5. 第16期中間会計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2026年4月30日現在)

当社の設備投資については、出店計画、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力 (注)
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
ネイス株式会社	ネイス体操教室 (日本国内)	体操教室 事業	内装及び 体操器具 等	109,500	82,053	自己資金	2025年 9月	2026年8月	9店舗
ネイス株式会社	ネイスぶらす (日本国内)	発達支援 事業	内装及び 体操器具 等	20,680	12,689	自己資金	2025年 9月	2026年8月	2店舗
ネイス株式会社	ネイス体操教室 (日本国内)	体操教室 事業	内装及び 体操器具 等	142,500	—	自己資金又は増資 資金	2026年 9月	2027年8月	15店舗
ネイス株式会社	ネイスぶらす (日本国内)	発達支援 事業	内装及び 体操器具 等	31,020	—	自己資金又は増資 資金	2026年 9月	2027年8月	3店舗
ネイス株式会社	ネイス体操教室 (日本国内)	体操教室 事業	内装及び 体操器具 等	142,500	—	自己資金又は増資 資金	2027年 9月	2028年8月	15店舗
ネイス株式会社	ネイスぶらす (日本国内)	発達支援 事業	内装及び 体操器具 等	51,700	—	自己資金又は増資 資金	2027年 9月	2028年8月	5店舗

(注) 完成後の増加能力は、新設予定の店舗数を示しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

- (注) 1. 2024年6月3日開催の取締役会決議により、2024年6月3日開催の臨時株主総会にて株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は7,998,000株増加し、8,000,000株となっております。
2. 2026年2月10日開催の取締役会決議により、2026年2月27日開催の臨時株主総会にて株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は8,000,000株増加し、16,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	—	—

- (注) 1. 2024年6月3日開催の取締役会決議により、2024年6月3日開催の臨時株主総会にて株式分割に伴う定款の変更を行い、発行済株式総数は1,999,800株増加し、2,000,000株となっております。
2. 2026年2月10日開催の取締役会決議により、2026年3月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の分割を行っており、発行済株式総数は2,000,000株増加し、4,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2024年6月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 55 (注) 5
新株予約権の数(個) ※	201,200 [187,400] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 402,400 [374,800] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	552 [276] (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2026年6月4日 ～ 2034年6月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 552 [276] 資本組入額 276 [138]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$

3. ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると特に認める場合には、その認める範囲において、本新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の

新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1.に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2.で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、甲が消滅会社となる合併契約承認の議案又は甲が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、甲の取締役会決議がなされた場合）は、甲は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、甲は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得ことができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

5. 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員40名、取締役2名（2024年9月1日及び2024年11月29日に取締役に就任）となっております。

6. 2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権行使の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年6月3日(注1)	1,999,800	2,000,000	—	38,000	—	—
2026年3月1日(注2)	2,000,000	4,000,000	—	38,000	—	—

(注) 1. 株式分割(1:10,000)によるものであります。
2. 株式分割(1:2)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2026年4月30日現在

2023年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	1	2	-
所有株式数(単元)	-	-	-	24,000	-	-	16,000	40,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	60.00	-	-	40.00	100	-

(注) 1. 2026年2月27日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、2026年3月2日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は2,000,000株増加し、4,000,000株となっております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,000,000	40,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,000,000	—	—
総株主の議決権	—	40,000	—

(注) 1. 2026年2月27日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、2026年3月2日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は2,000,000株増加し、4,000,000株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しておりますが、財務体質の強化に加えて、事業拡大及び収益力強化のための投資に充当することが、株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。そのため過年度においても、上記方針に沿い配当は実施しておりません。

投資の結果、事業成長、資本効率の改善等による株式価値の向上を実現し、業績・財務状況及び事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的に剰余金の配当を実施してまいりたいと考えておりますが、本書提出時点において、配当実施の可能性及びその時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を原則として、その他毎年2月末日を基準日として年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は株主をはじめ、社会、顧客、フランチャイズ加盟社、取引先、従業員など当社を取り巻くすべてのステークホルダーに信頼される企業になるという社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンス体制の充実が経営上の最重要課題であると考えております。

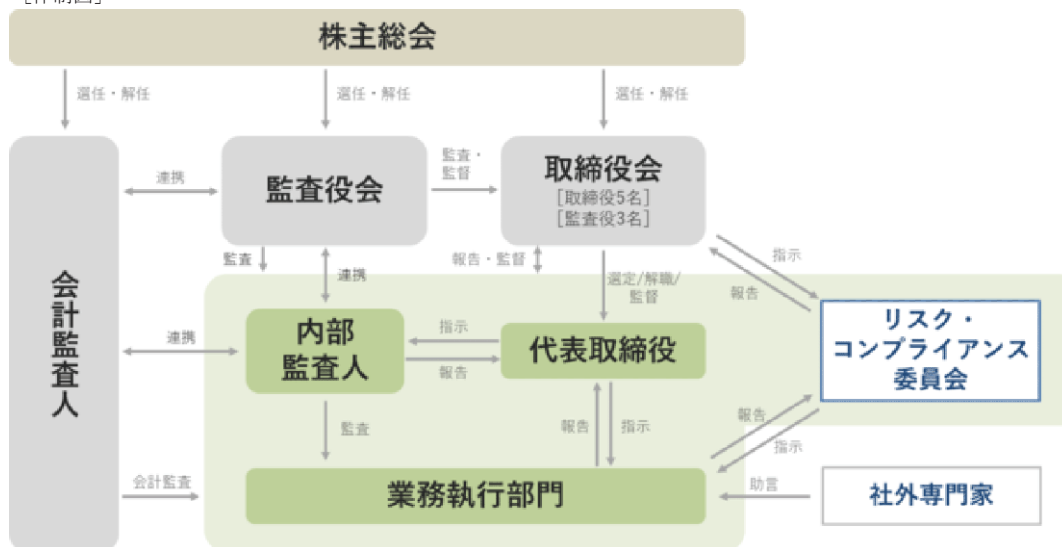
当社では、取締役会及び監査役会の強化は当然に、意思決定プロセスの透明化、適切なディスクロージャー、役職員全員のコンプライアンス意識の向上を進め、取締役及び役職員全員にコーポレート・ガバナンスの重要性を浸透させております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の機関設計としては、会社法に基づく株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。監査役会設置会社を採用している理由は、監査役及び監査役会が独立した立場から取締役会を監査・監督することで経営の透明性及び公正性が高まり、コーポレート・ガバナンスがより有効に機能すると判断したためです。加えて、コーポレート・ガバナンス充実のため、任意のリスク・コンプライアンス委員会の設置、会社内部からのチェック機能として内部監査を実施しており、必要に応じて弁護士・社会保険労務士・税理士といった社外専門家から助言を受けられる体制を構築しております。

当社の機関・コーポレート・ガバナンス体制の関係を示すと以下のとおりとなります。

[体制図]



それぞれの機関等につきましては、以下のとおりであります。

(a) 取締役会

当社の取締役会は5名で構成され、うち2名は社外取締役であります。取締役会は原則として月1回開催されており、法令・定款・社内規程に定められた事項に関する意思決定のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行機関として機能しております。また迅速な意思決定を必要とする場合には、臨時取締役会を開催しております。

取締役会の構成員は、以下のとおりであります。

代表取締役社長（議長）	南 友介
取締役COO 体操教室事業本部GM	山崎 拓也
取締役CFO 管理本部GM	田島 幸樹
社外取締役（非常勤）	大津 武
社外取締役（非常勤）	西野 比呂子

(b) 監査役会

当社の監査役会は3名で構成され、全員が社外監査役であります。監査役会は原則として月1回開催されており、客観性・中立性を確保し、取締役の職務執行状況を監査できる体制を整えております。また必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査方針、監査計画、監査方法及び監査業務の分担等を決定しております。

監査役会の構成員は以下のとおりであります。

社外監査役（常勤）	古木 美也子
社外監査役（非常勤）	佐藤 孝幸
社外監査役（非常勤）	安本 拓樹

(c) リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス違反や重大なリスクの顕在化を防ぐため、法令遵守及びリスク管理の推進を目的として、原則として四半期に1回、又は臨時に開催することとしております。その内容は取締役会にて報告することとしております。

リスク・コンプライアンス委員会は代表取締役社長を委員長として、常勤取締役2名及び常勤監査役1名、内部監査人、その他代表取締役社長が指定する者によって構成されております。

(d) 会計監査人

当社はそうせい監査法人を会計監査人として選任し、金融商品取引法に基づく監査が適時・適切に実施されております。

(e) 内部監査

当社の内部監査は、原則として全部門に対して実施することとしており、独立した内部監査部門を設けず、内部監査責任者である管理本部GMの関与の下、事業部門及び管理部門から内部監査担当者を3名選任し、また、外部の公認会計士資格保有者1名にアウトソーシングして実施しております。内部監査人は、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告した上で、被監査部門に改善を指示し、改善状況のフォローアップを実施することにより、その実効性を担保しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、下記の通り「内部統制システム構築の基本方針」を2024年8月22日開催の取締役会において決議しており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 取締役は、取締役会において自らの職務執行状況を適切に報告するとともに、各取締役の職務の執行を相互に監視・監督する。
- (3) 監査役は、監査役監査に係る規定に則り、取締役の職務執行状況を監視し検証する。
- (4) 内部監査人は、「内部監査規程」に則り、当社の業務活動が、法令、定款及び社内の諸規程に従い、また経営方針に基づき、適正かつ有効に執行されているかを検証する。
- (5) リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため「リスク・コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会でリスク管理に関する協議を行い、リスク管理体制の構築・維持にあたる。
- (6) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (7) 法令・定款及び社会規範を遵守するため「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、全社に周知・徹底するとともに、コンプライアンスに関する教育・情報共有を適宜実施し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

- (8) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、当社のリスク管理体制を確保するとともに、代表取締役社長が主催するリスク・コンプライアンス委員会において当社のリスクにかかる課題について共有を行う。
- (2) 当社は、大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合の対応のために「事業継続計画」を制定し、緊急事態対応体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 原則月1回の取締役会、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役間の情報の共有と業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
- (2) 「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等により取締役の職務執行に関する権限及び責任を定める。また、必要に応じて見直しを行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役が当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
- (2) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要な職務執行等に係る報告を受けることができる。
- (2) 取締役及び使用人は、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
- (3) 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、当該部門から直接その報告を受ける。

8. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「内部通報規程」による内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告した者に対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合には、当該請求に係る費用または債務等が監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

10. その他監査役がその職務を効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

- (2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (4) 監査役は、監査業務に必要なと判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(b) リスク管理体制の整備の状況

当社では、業務上発生する様々なリスクを認識し、管理するために四半期ごとに代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。また、不測の事態が発生した場合においては臨時で委員会を開催し、迅速な対応を行うことで損害の拡大を最小限に留めるとともに、再発防止策を策定することとしております。

また、当社では内部通報制度を設け、コンプライアンス違反や潜在的なリスクの早期発見・解決に努めております。その他、必要に応じ弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の社外の専門家から助言を受ける体制を整えており、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

(c) 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

(d) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

(e) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(f) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することのできる旨を定款に定めております。これは機動的な資本政策の遂行を確保するためであります。

(g) 中間配当

当社は、株主への利益配分の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年2月末日を基準日として中間配当することができる旨を定款に定めております。

(h) 取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(i) 責任限定契約の内容

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限ります。

(j) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社では、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本姿勢としております。これを実現するために、社内において周知徹底を図るとともに、所轄警察署、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び弁護士等の外部専門機関との連携を図っております。

(k) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、当社におけるすべての取締役、監査役等を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等が填補されます。なお、保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役会の活動状況

最近事業年度を含めた、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	南 友介	29	29
取締役COO 体操教室事業本部GM	山崎 拓也	29	29
取締役CFO 管理本部GM	田島 幸樹	26	26
社外取締役（非常勤）	大津 武	26	26
社外取締役（非常勤）	西野 比呂子	29	29
社外取締役（非常勤）	高森 厚太郎	4	4
社外監査役（常勤）	古木 美也子	29	29
社外監査役（非常勤）	佐藤 孝幸	13	13
社外監査役（非常勤）	安本 拓樹	29	29

（注）高森厚太郎氏は2024年11月29日の定時株主総会の開催をもって退任しております。

当社の取締役会は、議長を代表取締役社長とし、計5名の取締役で構成し、意思決定と機動性を重視し月1回の定例取締役会開催に加え、臨時取締役会を都度開催し、迅速に決議できる体制を整えております。具体的な検討内容は、取締役会規程に定められた経営判断事項である個別決議のほか、監査役会報告（月次）、業績報告（月次）、活動報告（月次）、決算報告（四半期ごと）等の進捗の報告がされ、検討されております。

田島幸樹及び大津武は、2024年11月29日開催の株主総会において取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。佐藤孝幸は、2025年8月1日開催の株主総会において選任されておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性2名(役員のうち女性の比率25%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	南 友介	1980年10月19日生	2003年4月 2005年9月 2006年2月 2010年9月	西東京リコー株式会社 入社 ディップ株式会社 入社 株式会社エージェント 入社 ネイス株式会社 代表取締役 就任(現任)	(注)3	4,000,000 (注)5
取締役COO 体操教室事業本 部GM	山崎 拓也	1978年4月22日生	2000年4月 2005年4月 2006年4月 2021年3月 2021年11月 2024年9月	株式会社光通信 入社 有限会社山崎企画 入社 株式会社ファミリーマート 入社 株式会社ピーシーデポコーポレーション 入社 当社 入社 当社 取締役 就任(現任)	(注)3	-
取締役CFO 管理本部GM	田島 幸樹	1987年9月11日生	2011年4月 2016年4月 2023年8月 2024年11月	SMBC日興証券株式会社 入社 三生医薬株式会社 入社 当社 入社 当社 取締役 就任(現任)	(注)3	-
社外取締役	大津 武	1962年1月11日生	1985年4月 2002年12月 2004年6月 2008年2月 2009年11月 2011年2月 2012年2月 2016年12月 2022年11月 2024年1月 2024年11月	株式会社丹青社 入社 株式会社リンガーハット 入社 株式会社ナムコ 入社 株式会社丹青社 入社 株式会社ティーアンドティー 取締役常務 就任 株式会社丹青モールマネジメント 取締役常 務 就任 同社 代表取締役社長 就任 JLLリテールマネジメント株式会社 取締役 会長 就任 同社 会長 就任(現任) Terra Charge 株式会社 社外監査役 就任 (現任) 当社 社外取締役 就任(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
社外取締役	西野 比呂子 (戸籍名：中西比呂子)	1976年10月21日生	2003年10月 2003年10月 2013年 5 月 2022年11月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 西村あさひ法律事務所 入所 大知法律事務所 参画（パートナー・現任） 当社 社外取締役 就任（現任）	(注) 3	-
社外監査役	古木 美也子	1964年 4 月24日生	1988年 4 月 1991年10月 1994年 8 月 2009年 9 月 2014年 9 月 2018年10月 2021年10月 2024年 7 月	株式会社アートグラフィックス青山 入社 株式会社UPS 入社 株式会社明光ネットワークジャパン 入社 株式会社東京医進学院 監査役 就任 株式会社MAXISエデュケーション 監査役 就任 個人事業主として業務受託開始 株式会社Epsilon Molecular Engineering 社外監査役 就任 当社 社外監査役 就任（現任）	(注) 4	-
社外監査役	佐藤 孝幸	1969年10月10日生	1992年 4 月 1993年 9 月 1996年 4 月 2000年10月 2002年 4 月 2021年 6 月 2021年 6 月 2025年 9 月	スイス・ユニオン銀行（現 UBS銀行）東京支店 入行 ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店 入行 デロイト・トウシュ・トーマツ会計事務所 米国サン・フランシスコ事務所 入所 弁護士登録（東京弁護士会） 佐藤経営法律事務所 開設 代表（現任） AI inside 株式会社 社外取締役（監査等委員） 就任（現任） ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社 社外監査役 就任（現任） 当社 社外監査役 就任（現任）	(注) 4	-
社外監査役	安本 拓樹	1985年 5 月 4 日生	2008年12月 2012年 9 月 2020年10月 2021年12月 2022年 1 月 2023年 6 月 2023年 6 月 2024年 9 月	あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 入所 公認会計士 登録 株式会社WARC 入社 スプリームシステム株式会社（現 株式会社GROWTH VERSE） 入社 安本公認会計士事務所 設立（現任） Stepwise株式会社 取締役 就任 合同会社BACC 代表社員（現任） 当社 社外監査役 就任（現任）	(注) 4	-
計						4, 000, 000

- (注) 1. 取締役 大津武及び西野比呂子は、社外取締役であります。
2. 監査役 古木美也子、佐藤孝幸、及び安本拓樹は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2026年2月27日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2026年2月27日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長である南友介の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社みなみの島が所有する株式数を含んでおります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役である大津武は、プロパティマネジメント会社での事業運営や企業経営に関する専門的な見識を有し、当社経営に対する有益な意見や助言が期待できるものと判断し、選任しております。

社外取締役である西野比呂子は、弁護士として法令に関する相当な知識を有しており、当社経営に対する有益な意見や助言が期待できるものと判断し、選任しております。

社外監査役である古木美也子は、上場企業での内部監査及び監査役監査経験を通じて、ガバナンス及びコンプライアンスに関する豊富な経験と見識を有しており、監査機能を十分発揮できるものと判断し、選任しております。

社外監査役である佐藤孝幸は、弁護士として法令に関する相当な知識ならびにグローバルな知見を有しており、当社経営に対する監査機能を十分発揮できるものと判断し、選任しております。

社外監査役である安本拓樹は、事業会社での経理財務に係る経験ならびに監査法人における公認会計士としての豊富な経験と見識を有しており、監査機能を十分発揮できるものと判断し、選任しております。

なお社外取締役である大津武、西野比呂子及び、社外監査役である古木美也子、佐藤孝幸、安本拓樹との間には、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、客観的な立場から社外役員としての職務が遂行できることを前提として判断しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、監査役監査及び会計監査の結果について報告を受け、また、適宜行われる取締役等との意見交換等を通じて当社の現状と課題を把握し、必要に応じて取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言をしております。

社外監査役は、常勤監査役と緊密に連携し、経営の監視に必要な情報を共有しております。また、監査役会を通じて、会計監査人及び内部監査人と緊密な連携をとり、業務の適正性の確保に努めております。

内部監査人と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っており、監査計画及び監査結果等について共有し、業務改善に向けた協議を行うなど、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

また、全ての社外取締役及び社外監査役が、取締役会に報告されるような重大なコンプライアンス違反やリスク事項だけでなく、当社のコンプライアンス遵守及びリスク管理に係る取り組みの状況等についても把握できるようにしております。

内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携については、常勤監査役、内部監査人及び会計監査人が原則四半期に1回開催する会合を行い、各監査の結果・改善状況等の情報共有を行っております。社外監査役に対しては、常勤監査役より詳細な会合内容について共有を行い、必要に応じて社外監査役を含む監査役会として内部監査担当者または会計監査人との会合等を行う事により状況把握及び連携を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名（社外監査役）、非常勤監査役2名（社外監査役2名）の3名で構成されております。

当社は監査役会を月1回開催しており、最近事業年度を含めた、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
常勤社外監査役 古木 美也子	27	27
社外監査役 佐藤 孝幸	13	13
社外監査役 安本 拓樹	27	27

なお、佐藤孝幸は、2025年8月1日開催の株主総会において選任されておりますので、就任後に開催された監査役会の出席状況を記載しております。

常勤監査役は取締役会等の重要会議に出席し意見を述べるほか、社内決裁書類を閲覧し業務の運用状況を把握するとともに、必要に応じて従業員に対して聞き取り調査を行っております。また内部監査人及び会計監査人との情報交換を行い、非常勤監査役と情報を共有しております。

監査役会は原則として期初に定められた取締役会の開催日の当日に毎月開催しております。ただし、緊急に協議すべき問題点等が生じた場合は、臨時監査役会を招集いたします。監査役会の議案に関しては、常勤監査役が決定し、すべての監査役に対して事前に通知がなされます。また、他の監査役より検討すべき事案が提案されれば、常勤監査役が取りまとめたうえで、改めて各監査役に通知をしております。加えて、監査役会の議案を協議する中で、必要に応じて当社の関連部署から適宜説明を受け、実効性を確保しております。

最近事業年度における監査役会の主な検討事項は、(1)取締役の職務執行の監査、(2)法令遵守、リスク管理体制、(3)内部監査人との連携、(4)会計監査人との連携であり、監査役監査結果を踏まえ必要に応じて指摘・助言等を行っております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は原則として全部門に対して実施することとしており、独立した内部監査部門を設けず、内部監査責任者である管理本部GMの関与の下、管理本部から2名、体操事業本部から1名の内部監査担当者を選任し、内部監査の知見が深い外部の公認会計士資格保有者1名と業務委託契約を締結しそのサポートを受け実施しております。当社の内部監査は内部監査規程に基づき、全ての部門及び、一部の直営店（内部監査を開始した初年度については全店舗を監査し、以降は3年で内部監査実施のローテーションを組んでおります。）を監査対象としており、内部監査規程に定められている内容（組織及び制度監査・業務監査・会計監査・システム監査）を行っております。監査対象は年1回監査することとしており、監査結果に基づいた指摘事項や改善提案事項について、被監査部門がいかなる改善・是正措置を講じたかに関して、その後の状況を継続的に調査・確認するためのフォローアップ監査を実施しております。

監査終了後、内部監査人は、内部監査の結果を取りまとめた監査報告書を作成し、代表取締役社長に報告することとしており、その後、取締役会に直接報告することとしております。

内部監査人と監査役会は相互に連携し、情報共有を行い、効果的な監査を実施するよう努めております。

内部監査人は、会計に関する事項及び内部統制に関する事項について会計監査人と連携し、意見交換を行うことにより、それぞれの効果的な監査を実施しております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

そうせい監査法人

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

代表社員 木村 勝治

代表社員 大高 宏和

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

(選定方針)

監査法人の独立性と専門性を適切に評価するために、会計監査人に対し「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）の説明を求め、確認しております。

(選定理由)

会計監査人に求められる独立性・専門性及び品質管理体制並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社グループの会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと判断しております。

(会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針としております。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価にあたり、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考として、独立性、専門性、品質管理体制等について総合的に評価し、監査法人の監査体制及び職務遂行状況等に問題はないと評価しております。監査法人から報告を受けた監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための品質管理体制等とその実績・実態を比較検証するとともに、監査報告書の内容の充実度等を総合的に評価しており、監査法人の監査体制、職務遂行状況等は適切であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	7,000	—	10,000	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

- c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査に要する時間や監査体制ならびに監査報酬が当社の事業規模や事業内容等に鑑み適切であるか検証した上で、会計監査人との協議の上、監査役会の同意を得て決定することとしております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は株主総会において定められた報酬限度内において、個別の取締役の報酬額については取締役会決議によって決定しております。また当社は、報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に図るため、取締役会の協議において、期ごとに設定する役員報酬の基本方針に基づき取締役の報酬を決定しております。また監査役の個別報酬については監査役の協議において、監査役会にて決定しております。

当社の役員報酬の限度額は、取締役は2024年11月29日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。また、監査役は2024年11月29日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	51,000	51,000	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	4,950	4,950	-	-	-	3
社外監査役	7,200	7,200	-	-	-	2
合計	63,150	63,150	-	-	-	8

(注) 当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在していないため、記載していません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、余剰資金の運用として、株式等への投資をしないことを方針としております。

- ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。
- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は「財務諸表等規則」に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2023年9月1日から2024年8月31日まで)及び当事業年度(2024年9月1日から2025年8月31日まで)の財務諸表について、そうせい監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期中間会計期間(2025年9月1日から2026年2月28日まで)に係る中間財務諸表について、そうせい監査法人により期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項及び第95条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表及び中間連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	679,771	1,075,870
売掛金	75,148	100,002
商品	57,996	41,013
貯蔵品	31,590	45,338
前渡金	14,472	32,660
前払費用	34,424	43,988
その他	28,228	46,588
貸倒引当金	—	△600
流動資産合計	921,634	1,384,863
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 246,932	※1 288,779
工具、器具及び備品（純額）	※1 6,594	※1 7,892
建設仮勘定	3,239	12,599
有形固定資産合計	256,765	309,271
無形固定資産		
特許権	—	223
ソフトウェア	9,277	15,030
その他	1,000	—
無形固定資産合計	10,277	15,254
投資その他の資産		
出資金	50	50
差入保証金	281,542	332,923
長期前払費用	720	1,403
繰延税金資産	—	8,318
その他	8,500	8,500
投資その他の資産合計	290,812	351,195
固定資産合計	557,855	675,721
資産合計	1,479,489	2,060,585

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 8 月 31 日)	当事業年度 (2025年 8 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	714	3,986
1年内返済予定の長期借入金	107,696	98,356
未払金	123,421	154,835
未払費用	45,381	38,559
未払法人税等	12,782	105,767
契約負債	249,780	360,313
預り金	316,062	466,219
賞与引当金	2,021	3,776
その他	44,727	55,161
流動負債合計	902,587	1,286,975
固定負債		
長期借入金	236,543	138,187
長期未払金	913	491
長期預り保証金	129,408	173,328
資産除去債務	130,874	150,647
繰延税金負債	17,115	—
固定負債合計	514,854	462,653
負債合計	1,417,441	1,749,629
純資産の部		
株主資本		
資本金	38,000	38,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	20,000	20,000
資本剰余金合計	20,000	20,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,048	252,956
利益剰余金合計	4,048	252,956
株主資本合計	62,048	310,956
純資産合計	62,048	310,956
負債純資産合計	1,479,489	2,060,585

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2026年2月28日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	743,443
売掛金	97,529
商品	44,520
貯蔵品	40,271
その他	123,126
貸倒引当金	△588
流動資産合計	1,048,304
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	※ 332,609
その他（純額）	※ 10,420
有形固定資産合計	343,029
無形固定資産	12,614
投資その他の資産	
差入保証金	368,339
その他	56,988
投資その他の資産合計	425,328
固定資産合計	780,972
資産合計	1,829,276

(単位：千円)

当中間会計期間
(2026年2月28日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	633
1年内返済予定の長期借入金	84,600
未払金	153,242
未払法人税等	107,411
契約負債	138,804
預り金	283,128
賞与引当金	1,684
その他	81,935
流動負債合計	851,439
固定負債	
長期借入金	101,088
長期預り保証金	197,328
資産除去債務	167,250
その他	281
固定負債合計	465,947
負債合計	1,317,386
純資産の部	
株主資本	
資本金	38,000
資本剰余金	20,000
利益剰余金	453,889
株主資本合計	511,889
純資産合計	511,889
負債純資産合計	1,829,276

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月31日)	当事業年度 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 8 月31日)
売上高	※ 1 2,321,388	※ 1 2,855,346
売上原価	1,320,826	1,552,559
売上総利益	1,000,561	1,302,786
販売費及び一般管理費	※ 2、3 922,358	※ 2 990,508
営業利益	78,203	312,278
営業外収益		
受取利息	31	764
助成金収入	29,335	38,491
その他	8,851	9,766
営業外収益合計	38,218	49,022
営業外費用		
支払利息	2,408	2,535
その他	1,795	9
営業外費用合計	4,204	2,544
経常利益	112,217	358,755
特別損失		
固定資産除却損	※ 4 419	※ 4 4,006
減損損失	※ 5 35,156	※ 5 10,744
特別損失合計	35,576	14,751
税引前当期純利益	76,641	344,004
法人税、住民税及び事業税	30,222	120,530
法人税等調整額	19,367	△25,433
法人税等合計	49,589	95,097
当期純利益	27,051	248,907

【売上原価明細書】

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)			当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)		
区分	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
I 商品原価						
(1) 期首商品棚卸高	55,713			57,996		
(2) 当期仕入高	131,560			103,946		
小計	187,273			161,942		
(3) 他勘定振替高	48,059			47,476		
(4) 期末商品棚卸高	57,996	81,217	6.2	41,013	73,452	4.7
II 労務費		701,908	53.1		766,970	49.4
III 経費						
(1) 地代家賃	234,949			265,302		
(2) 減価償却費	47,815			74,049		
(3) 備品消耗品費	98,384			119,195		
(4) その他	156,551	537,700	40.7	253,587	712,135	45.9
売上原価		1,320,826	100.0		1,552,559	100.0

(原価計算の方法)

製品、仕掛品がないため、原価計算制度は採用しておりません。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)	
売上高	1,690,174
売上原価	858,277
売上総利益	831,897
販売費及び一般管理費	※ 556,661
営業利益	275,236
営業外収益	
受取利息	788
助成金収入	26,002
その他	10,204
営業外収益合計	36,995
営業外費用	
支払利息	1,125
その他	0
営業外費用合計	1,125
経常利益	311,106
特別損失	
固定資産除却損	577
特別損失合計	577
税引前中間純利益	310,528
法人税、住民税及び事業税	109,594
中間純利益	200,933

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	38,000	20,000	20,000	△23,003	△23,003	34,996	34,996
当期変動額							
当期純利益				27,051	27,051	27,051	27,051
当期変動額合計	—	—	—	27,051	27,051	27,051	27,051
当期末残高	38,000	20,000	20,000	4,048	4,048	62,048	62,048

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	38,000	20,000	20,000	4,048	4,048	62,048	62,048
当期変動額							
当期純利益				248,907	248,907	248,907	248,907
当期変動額合計	—	—	—	248,907	248,907	248,907	248,907
当期末残高	38,000	20,000	20,000	252,956	252,956	310,956	310,956

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月 31 日)	当事業年度 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 8 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	76,641	344,004
減価償却費	57,118	85,499
減損損失	35,156	10,744
有形固定資産除却損	419	4,006
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	600
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△15,002	1,755
助成金収入	△29,335	△38,491
受取利息及び受取配当金	△31	△764
支払利息	2,408	2,535
売上債権の増減額 (△は増加)	△13,225	△24,853
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△22,592	7,229
未収入金の増減額 (△は増加)	△19,012	△6,474
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△17,264	△40,682
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△720	△683
仕入債務の増減額 (△は減少)	△71,069	3,271
未払金の増減額 (△は減少)	33,970	8,780
未払費用の増減額 (△は減少)	5,421	△6,815
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△9,130	10,295
預り金の増減額 (△は減少)	312,353	150,156
契約負債の増減額 (△は減少)	2,741	110,533
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	—	139
長期預り保証金の増減額 (△は減少)	26,000	28,000
その他	3,080	2,374
小計	357,927	651,161
助成金の受取額	23,062	38,422
利息及び配当金の受取額	31	647
利息の支払額	△2,407	△2,548
法人税等の還付額	159	1,534
法人税等の支払額	△61,560	△28,955
営業活動によるキャッシュ・フロー	317,212	660,261
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△72,144	△105,900
無形固定資産の取得による支出	△8,472	△10,008
差入保証金の回収による収入	9,013	6,045
差入保証金の差入による支出	△47,529	△60,122
長期預り保証金の受入による収入	33,001	16,920
長期預り保証金の返還による支出	△7,185	—
資産除去債務の履行による支出	△8,567	△3,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	△101,884	△156,466

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月31日)	当事業年度 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 8 月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	100,000	—
長期借入金の返済による支出	△148,565	△107,696
社債の償還による支出	△10,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△58,565	△107,696
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	156,763	396,098
現金及び現金同等物の期首残高	523,008	679,771
現金及び現金同等物の期末残高	※1 679,771	※1 1,075,870

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2025年9月1日
至 2026年2月28日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	310,528
減価償却費	48,981
有形固定資産除却損	577
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△12
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,092
助成金収入	△26,002
受取利息及び受取配当金	△788
支払利息	1,125
売上債権の増減額 (△は増加)	2,472
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,925
未収入金の増減額 (△は増加)	△1,972
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	3,938
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△447
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,352
未払金の増減額 (△は減少)	9,339
未払費用の増減額 (△は減少)	145
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△11,377
預り金の増減額 (△は減少)	△183,090
契約負債の増減額 (△は減少)	△221,508
長期預り保証金の増減額 (△は減少)	19,000
その他	1,538
小計	△54,923
助成金の受取額	25,742
利息及び配当金の受取額	788
利息の支払額	△1,132
法人税等の支払額	△107,950
営業活動によるキャッシュ・フロー	△137,476
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△71,580
差入保証金の回収による収入	1,800
差入保証金の差入による支出	△37,216
長期預り保証金の受入による収入	3,000
資産除去債務の履行による支出	△1,830
関係会社株式の取得による支出	△38,270
投資活動によるキャッシュ・フロー	△144,096

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2025年9月1日
至 2026年2月28日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△50,855
財務活動によるキャッシュ・フロー	△50,855
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△332,427
現金及び現金同等物の期首残高	1,075,870
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 743,443

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～20年
工具器具備品	3～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 体操教室売上

主な履行義務は、体操教室等の受講サービスの提供であります。

これらの履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、入会月からサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

(2) イベント売上

主な履行義務は、イベント参加に伴うサービスの提供であります。

これらの履行義務は、顧客へのサービスの提供を完了した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

(3) FCロイヤリティ

主な履行義務は、当社商標等の継続的な使用、情報・経営ノウハウの提供、経営指導、フランチャイズへの加盟の継続、フランチャイズ全体のための広告宣伝・販促業務、指定店舗用販促物の提供であります。

これらの履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、サービス提供期間において契約に定められた金額を毎月認識しております。

(4) FC開業支援料

主な履行義務は、開業前レッスン研修の実施、開業準備支援及び開業時実施指導の提供、開業時に必要な物品の提供であります。

これらの履行義務は、顧客へ財又はサービスの提供を完了した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

(5) FC加盟料

主な履行義務は、フランチャイズの付与、マニュアル等ノウハウの開示、標章等の使用許諾であります。

これらの履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約に定められた期間にわたり収益を認識しております。

(6) 発達支援

主な履行義務は、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供であります。

これらの履行義務は、顧客へのサービスの提供を完了した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く。))並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～20年
工具器具備品	2～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

特許権	8年
ソフトウェア	社内における利用可能期間(5年)

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 体操教室売上

主な履行義務は、体操教室等の受講サービスの提供であります。

これらの履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、入会月からサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

(2) イベント売上

主な履行義務は、イベント参加に伴うサービスの提供であります。

これらの履行義務は、顧客へのサービスの提供を完了した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

(3) FCロイヤリティ

主な履行義務は、当社商標等の継続的な使用、情報・経営ノウハウの提供、経営指導、フランチャイズへの加盟の継続、フランチャイズ全体のための広告宣伝・販促業務、指定店舗用販促物の提供であります。

これらの履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、サービス提供期間において契約に定められた金額を毎月認識しております。

(4) FC開業支援料

主な履行義務は、開業前レッスン研修の実施、開業準備支援及び開業時実施指導の提供、開業時に必要な物品の提供であります。

これらの履行義務は、顧客へ財又はサービスの提供を完了した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

(5) FC加盟料

主な履行義務は、フランチャイズの付与、マニュアル等ノウハウの開示、標章等の使用許諾であります。

これらの履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約に定められた期間にわたり収益を認識しております。

(6) 発達支援

主な履行義務は、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供であります。

これらの履行義務は、顧客へのサービスの提供を完了した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債	17,115千円
法人税等調整額	19,367千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上に当たっては、一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。しかしながら、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得水準の見積りに依存するため、結果として将来の繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	256,765千円
無形固定資産	10,277千円
減損損失計上額	35,156千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、固定資産の減損を把握するにあたって、原則として各店舗単位で資産のグルーピングを行っており、営業活動から生じる損益が2期連続でマイナスである場合、減損の兆候があるものとしております。ただし、新規出店から当初2年間については、新規出店時の損益計画に照らして、著しく下方に乖離していない場合には、猶予期間とし、減損の兆候には該当しないと判断しております。また、各店舗に属さない物販・レンタル用資産については体操事業本部の事業用資産、そして本社管理部門等、特定の事業セグメントとの関連が明確でない資産については共用資産としてグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる資産グループにつきましても、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

減損の兆候を識別した資産グループの割引前キャッシュ・フローの見積りにつきましても、翌事業年度以降の予算及び中期経営計画を基礎としており、設備投資計画と販売計画を主要な仮定としております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

減損損失の認識に当たっては、将来の収益性等を慎重に検討しておりますが、将来において経営・市場環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見積り額を前提とした事業計画に重要な未達の発生、または将来の不確実性が増した場合、翌事業年度の財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	8,318千円
法人税等調整額	△25,433千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上に当たっては、一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。しかしながら、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得水準の見積りに依存するため、結果として将来の繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	309,271千円
無形固定資産	15,254千円
減損損失計上額	10,744千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、固定資産の減損を把握するにあたって、原則として各店舗単位で資産のグルーピングを行っており、営業活動から生じる損益が2期連続でマイナスである場合、減損の兆候があるものとしております。ただし、新規出店から当初2年間については、新規出店時の損益計画に照らして、著しく下方に乖離していない場合には、猶予期間とし、減損の兆候には該当しないと判断しております。また、各店舗に属さない物販・レンタル用資産については体操事業本部の事業用資産、そして本社管理部門等、特定の事業セグメントとの関連が明確でない資産については共用資産としてグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる資産グループにつきましては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

減損の兆候を識別した資産グループの割引前キャッシュ・フローの見積りににつきましては、翌事業年度以降の予算及び中期経営計画を基礎としており、設備投資計画と販売計画を主要な仮定としております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

減損損失の認識に当たっては、将来の収益性等を慎重に検討しておりますが、将来において経営・市場環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見積り額を前提とした事業計画に重要な未達の発生、または将来の不確実性が増した場合、翌事業年度の財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	191,418千円	265,026千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（セグメント情報等）3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（セグメント情報等）3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度5.0%、当事業年度6.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度95.0%、当事業年度93.9%であります。

販売費および一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
給料手当	441,074 千円	491,471 千円
支払手数料	158,720 "	156,376 "
法定福利費	74,919 "	84,567 "

※3 一般管理費に含まれる研究開発費は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
研究開発費	1,559 千円	— 千円

※4 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
建物	326 千円	4,006 千円
工具、器具及び備品	92 "	— "
計	419 千円	4,006 千円

※5 減損損失

前事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	施設数	種類	減損損失 (千円)
店舗	千葉県	4	建物	21,201
			工具、器具及び備品	193
店舗	大阪府	4	建物	5,847
			工具、器具及び備品	—
店舗	埼玉県	4	建物	4,095
			工具、器具及び備品	—
店舗	神奈川県	1	建物	1,348
			工具、器具及び備品	76
店舗	東京都	1	建物	1,313
			工具、器具及び備品	—
事業用資産	東京都	1	建物	—
			工具、器具及び備品	1,080

当社は児童向け体操教室事業と発達支援事業を展開しております。体操教室事業と発達支援事業は各事業部とその傘下にある店舗別で運営していることから、減損損失を把握するにあたり、各事業部・店舗ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、営業活動から生ずる損益が2期継続してマイナスである店舗について、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（35,156千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物33,805千円、工具、器具及び備品1,350千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれかの高い金額を用いております。使用価値については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。正味売却価額については、売却見込額に基づき算定しており、他への転用や売却が困難なものについては、零として評価しております。

当事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	施設数	種類	減損損失 (千円)
店舗	埼玉県	2	建物	10,580
			工具、器具及び備品	163

当事業年度において、営業活動から生ずる損益が2期継続してマイナスである店舗について、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（10,744千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物10,580千円、工具、器具及び備品163千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれかの高い金額を用いております。使用価値については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。正味売却価額については、売却見込額に基づき算定しており、他への転用や売却が困難なものについては、零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	200	1,999,800	—	2,000,000

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,999,800株は、1株につき10,000株の株式分割による1,999,800株となります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション関係等)に記載しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,000,000	—	—	2,000,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金	679,771 千円	1,075,870 千円
現金及び現金同等物	679,771 千円	1,075,870 千円

※2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
重要な資産除去債務の計上額	82,948 千円	22,449 千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に出店計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び販売代金の回収を委託している取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資であり、金融機関からの借入により調達しております。

長期預り保証金は、店舗の不動産転貸借契約に係るもの及びフランチャイズ加盟店から受領した預託金であります。これは契約終了により返還義務が発生するものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における運営管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、差入先の信用状況を定期的に把握することに努め、リスク軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利のリスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、手許流動性の維持を目的として年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手許資金の残高推移を月次ペースで定期検証し、取締役会への報告を行うことで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	281,542	275,860	△5,682
資産計	281,542	275,860	△5,682
長期借入金	344,239	343,836	△402
長期預り保証金	129,408	126,208	△3,199
負債計	473,647	470,044	△3,602

(※1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」は現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	679,771	—	—	—
売掛金	75,148	—	—	—
差入保証金	13,976	213,549	54,016	—
合計	768,895	213,549	54,016	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	107,696	99,259	49,507	28,560	28,560	30,657
合計	107,696	99,259	49,507	28,560	28,560	30,657

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	275,860	—	275,860
資産計	—	275,860	—	275,860
長期借入金	—	343,836	—	343,836
長期預り保証金	—	126,208	—	126,208
負債計	—	745,904	—	745,904

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に出店計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び販売代金の回収を委託している取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資であり、金融機関からの借入により調達しております。

長期預り保証金は、店舗の不動産転貸借契約に係るもの及びフランチャイズ加盟店から受領した預託金であります。これは契約終了により返還義務が発生するものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、差入先の信用状況を定期的に把握することに努め、リスク軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利のリスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、手許流動性の維持を目的として年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手許資金の残高推移を月次ベースで定期検証し、取締役会への報告を行うことで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	332,923	318,493	△14,430
資産計	332,923	318,493	△14,430
長期借入金	236,543	235,868	△674
長期預り保証金	173,328	163,599	△9,728
負債計	409,871	399,468	△10,402

(※1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」は現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,075,870	—	—	—
売掛金	100,002	—	—	—
差入保証金	—	263,240	69,683	—
合計	1,175,872	263,240	69,683	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	98,356	52,427	28,560	28,560	22,650	5,990
合計	98,356	52,427	28,560	28,560	22,650	5,990

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	318,493	—	318,493
資産計	—	318,493	—	318,493
長期借入金	—	235,868	—	235,868
長期預り保証金	—	163,599	—	163,599
負債計	—	399,468	—	399,468

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は38,270千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

付与対象者の区分及び人数	当社従業員 55名 (内2名は2024年9月1日及び2024年11月29日に取締役就任しております)
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 430,800株
付与日	2024年6月4日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2026年6月4日 ～ 2034年6月3日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2026年3月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	430,800
失効	—
権利確定	—
未確定残	430,800
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

権利行使価格(円)	276
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価値を用いております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

- 5 スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

- 1 Stock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

- 2 Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) Stock・オプションの内容

付与対象者の区分及び人数	当社従業員 55名 (内2名は2024年9月1日及び2024年11月29日に取締役就任しております)
株式の種類別のStock・オプションの数 (注)	普通株式 430,800株
付与日	2024年6月4日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①Stockオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2026年6月4日 ～ 2034年6月3日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2026年3月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) Stock・オプションの規模及びその変動状況

① Stock・オプションの数

権利確定前 (株)	
前事業年度末	430,800
付与	—
失効	28,400
権利確定	—
未確定残	402,400
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

権利行使価格 (円)	276
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価値を用いております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	45,269千円
減損損失	35,423 "
未払費用	3,219 "
未払事業税	1,502 "
その他	2,194 "
繰延税金資産小計	87,609千円
評価性引当額	△73,002 "
繰延税金資産合計	14,607千円

繰延税金負債

建物附属設備(資産除去債務)	△28,955 "
倒産防止共済	△2,767 "
繰延税金負債合計	△31,722千円
繰延税金負債純額	△17,115千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	34.59 %
住民税均等割	7.52 %
法人税額の特別控除	△5.17 %
寄付金の損金不算入額	4.09 %
評価性引当額の増減	28.61 %
中小法人の税率差異	△0.86 %
その他	△4.08 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	64.70 %

当事業年度(自2024年9月1日 至2025年8月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	53,374千円
減損損失	23,961 "
未払事業税	10,960 "
未払事業所税	955 "
未払費用	1,608 "
その他	2,436 "
繰延税金資産小計	93,296千円
評価性引当額	△56,650 "
繰延税金資産合計	36,646千円

繰延税金負債

建物附属設備(資産除去債務)	△25,493千円
倒産防止共済	△2,834 "
繰延税金負債合計	△28,328千円
繰延税金資産純額	8,318千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	34.59 %
住民税均等割	1.81 %
法人税額の特別控除	△5.76 %
評価性引当額の増減	△4.75 %
中小法人の税率差異	△0.19 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.25 %
その他	1.70 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.64 %

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることになりました。

これに伴い、2026年9月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が34.59%から35.43%に変更されます。なお、この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

店舗建物の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は取得から6年、割引率は0.068%～0.554%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更に伴い、当事業年度において78,582千円を変更前の資産除去債務に加算しております。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	
期首残高	55,428	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,338	千円
撤去費用の坪単価見積もり変更に伴う	78,582	千円
追加計上額		
時の経過による調整額	28	千円
資産除去債務の履行による減少額	△7,502	千円
期末残高	130,874	千円

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

店舗建物の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は取得から6年、割引率は0.068%～1.157%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)	
期首残高	130,874	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	22,421	千円
時の経過による調整額	28	千円
資産除去債務の履行による減少額	△2,677	千円
期末残高	150,647	千円

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載の通りであります。

す。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（重要な会計方針）5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	61,922
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	75,148
契約負債(期首残高)	247,038
契約負債(期末残高)	249,780

顧客との契約から生じた債権は、主に体操教室売上に係る商品が入会月からサービス提供期間において認識した収益にかかる売上債権であります。

契約負債は、主に体操教室事業の顧客からの前受金であり、履行義務を充足することにより減少します。

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれており、契約負債は「契約負債」に含まれております。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、210,146千円であります。また、当事業年度において、契約負債が2,741千円増加した主な理由は、フランチャイズ店舗数の増加に伴う加盟金売上の増加であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

1年以内	204,570
1年超	45,209
合計	249,780

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（重要な会計方針）5.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	75,148
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	100,002
契約負債(期首残高)	249,780
契約負債(期末残高)	360,313

顧客との契約から生じた債権は、主に体操教室売上に係る商品が入会月からサービス提供期間において認識した収益にかかる売上債権であります。

契約負債は、主に体操教室事業の顧客からの前受金であり、履行義務を充足することにより減少します。

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれており、契約負債は「契約負債」に含まれております。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、204,570千円であります。また、当事業年度において、契約負債が110,533千円増加した主な理由は、フランチャイズ加盟社への直営店舗譲渡に係る前受金の増加及びフランチャイズ店舗数の増加に伴う加盟金売上の増加であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

1年以内	306,956
1年超	53,357
合計	360,313

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社は、「子どもの未来をつくるサードプレイス。」のビジョンのもと、子ども向け教室事業を営んでおり、通所対象者と教室のコンセプトに応じた以下の2事業を報告セグメントとしております。

「体操教室事業」では、「すこやかなカラダとしなやかなココロ」をコンセプトとした子ども向けの体操教室を日本全国のショッピングセンター内を中心にチェーン展開しており、体操教室の運営と関連する商品販売を行っております。

「発達支援事業」では、発達障害のある子どもを対象とし、運動療育による身体コントロール能力の向上や集団生活への適応訓練等の支援を提供する施設「ネイスぶらす」を展開しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益をベースとした数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

(単位：千円)

	体操教室 事業	発達支援 事業	合計	調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
売上高					
一時点で移転される財又は サービス	340,803	239,570	580,374	—	580,374
一定の期間にわたり移転される 財又はサービス	1,741,014	—	1,741,014	—	1,741,014
顧客との契約から生じる収益	2,081,818	239,570	2,321,388	—	2,321,388
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,081,818	239,570	2,321,388	—	2,321,388
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,081,818	239,570	2,321,388	—	2,321,388
セグメント利益又は損失（△）	463,112	△27,817	435,294	△323,076	112,217
セグメント資産	584,367	100,506	684,873	794,615	1,479,489
その他の項目					
減価償却費	43,299	4,825	48,125	8,993	57,118
減損損失	11,167	23,989	35,156	—	35,156
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	109,550	30,130	139,681	2,117	141,798

(注) 1. 調整額は、以下の通りであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△323,076千円の内訳は、各報告セグメントに配分していない全社費用△323,076千円です。全社費用は、報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,117千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。
2. セグメント利益又は損失(△)は、損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(単位:千円)

	体操教室 事業	発達支援 事業	合計	調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
売上高					
一時点で移転される財又は サービス	379,184	268,886	648,071	—	648,071
一定の期間にわたり移転される財 又はサービス	2,207,275	—	2,207,275	—	2,207,275
顧客との契約から生じる収益	2,586,459	268,886	2,855,346	—	2,855,346
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,586,459	268,886	2,855,346	—	2,855,346
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,586,459	268,886	2,855,346	—	2,855,346
セグメント利益又は損失(△)	713,030	6,684	719,715	△360,959	358,755
セグメント資産	795,867	84,527	880,395	1,180,189	2,060,585
その他の項目					
減価償却費	69,598	4,952	74,550	10,948	85,499
減損損失	—	10,744	10,744	—	10,744
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	149,011	—	149,011	10,149	159,160

(注) 1. 調整額は、以下の通りであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△360,959千円の内訳は、各報告セグメントに配分していない全社費用△360,959千円であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額10,149千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。
2. セグメント利益又は損失(△)は、損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高が10%以上を占めるものが存在しないため、記載がありません。

当事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高が10%以上を占めるものが存在しないため、記載がありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

セグメント情報に記載しているため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

セグメント情報に記載しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	南 友介	—	—	代表取締役 社長	(被所有) 直接 40 間接 60	賃貸契約被 連帯保証	当社賃貸契 約に対する 被連帯保証 (注1)	142,697	—	—

(注) 1. 当社は教室及び本社の賃貸契約38件に対して当社代表取締役社長の南友介より連帯保証を受けております。取引金額については、年間の支払家賃を記載しており、期末の未払家賃はありません。また、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	南 友介	—	—	代表取締役 社長	(被所有) 直接 40 間接 60	賃貸契約被 連帯保証	当社賃貸契 約に対する 被連帯保証 (注1)	164,388	—	—
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	lala合同会社 (注2)	東京都 杉並区	2,100	体操教室の 運営	—	フランチャ イズ店舗の 運営	フランチャ イズ契約に 基づくロイ ヤリティ売 上及び加盟 売上(注3)	9,935	未収入金 預り金 契約負債 長期預り 保証金	160 6,230 900 4,300

(注) 1. 当社は教室及び本社の賃貸契約44件に対して当社代表取締役社長の南友介より連帯保証を受けております。取引金額については、年間の支払家賃を記載しており、期末の未払家賃はありません。また、保証料の支払いは行っておりません。

2. lala合同会社の代表社員は、当社役員山崎拓也の配偶者であり、同社を100%直接保有しているほか、当社子会社「NEIS Gymnastics SDN. BHD.」の取締役であります。lala合同会社は、ネイス体操教室のフランチャイジーとして1店舗の運営を行っております。

3. ロイヤリティ及び加盟金については、当社フランチャイズ契約に基づき、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行われております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり純資産額	15.51円	77.74円
1株当たり当期純利益	6.76円	62.23円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は2024年6月3日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を、2026年3月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の分割をそれぞれ行っております。そのため前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
当期純利益(千円)	27,051	248,907
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	27,051	248,907
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000,000	4,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数215,400個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権1種類(新株予約権の数201,200個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (2024年8月31日)	当事業年度末 (2025年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	62,048	310,956
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	62,048	310,956
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	4,000,000	4,000,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

(子会社の設立)

当社は、2024年9月19日開催の取締役会において、当社子会社「NEIS Gymnastics SDN. BHD.」の設立について決議し、2024年10月1日に下記の通り子会社を設立いたしました。

1 子会社設立の目的

当社は、主たる事業であります体操教室事業の海外展開を目的として、マレーシアに子会社を設立いたしました。

2 設立した子会社の概要

(1) 名称	NEIS Gymnastics SDN. BHD.
(2) 所在地	クアラルンプール、マレーシア
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 南 友介
(4) 事業内容	体操教室事業
(5) 資本金	1,000,000マレーシアリングgit
(6) 設立年月日	2024年10月1日
(7) 出資者及び出資比率	当社 100%

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに単元株制度の導入)

1. 株式分割

当社は2026年2月10日開催の取締役会決議に基づき、2026年3月1日をもって株式分割を行っております。当該株式分割の内容は次のとおりであります。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資家層の拡大と株式の流動性の向上を図るとともに、株式の上場に際しての単元株制度へ対応するために株式を分割いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年3月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,000,000株
今回の分割により増加する株式数	2,000,000株
株式分割後の発行済株式総数	4,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	16,000,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	2026年2月12日
基準日	2026年3月1日
効力発生日	2026年3月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

上記の株式分割に伴い、2026年2月27日開催の臨時株主総会決議により、2026年3月1日をもって当社の発行可能株式総数（当社定款第6条）は8,000,000株から16,000,000株に変更しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株数を100株といたしました。

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(中間貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2026年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	304,472 千円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
給料手当	281,964 千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金	743,443 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	— 〃
現金及び現金同等物	743,443 千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

報告セグメントごとの売上高及び利益または損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 2	中間 損益計算書 計上額 (注) 3
	体操教室 事業	発達支援 事業	計		
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	242,894	152,464	395,359	—	395,359
一定の期間にわたり移転される財 又はサービス	1,294,815	—	1,294,815	—	1,294,815
顧客との契約から生じる収益	1,537,710	152,464	1,690,174	—	1,690,174
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,537,710	152,464	1,690,174	—	1,690,174
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,537,710	152,464	1,690,174	—	1,690,174
セグメント利益又は損失 (△) (注) 1	490,527	20,240	510,768	△199,661	311,106

(注) 1. 報告セグメントのセグメント利益は、経常利益ベースの数値であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△199,661千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

3. セグメント利益又は損失 (△) は、中間損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

当中間会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「[注記事項] (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり中間純利益	50円23銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	200,933
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	200,933
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり中間純利益」を算定しております。

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに単元株制度の導入)

1. 株式分割

当社は2026年2月10日開催の取締役会決議に基づき、2026年3月1日をもって株式分割を行っております。当該株式分割の内容は次のとおりであります。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資家層の拡大と株式の流動性の向上を図るとともに、株式の上場に際しての単元株制度へ対応するために株式を分割いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年3月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,000,000株
今回の分割により増加する株式数	2,000,000株
株式分割後の発行済株式総数	4,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	16,000,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	2026年2月12日
基準日	2026年3月1日
効力発生日	2026年3月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

上記の株式分割に伴い、2026年2月27日開催の臨時株主総会決議により、2026年3月1日をもって当社の発行可能株式総数(当社定款第6条)は8,000,000株から16,000,000株に変更しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株数を100株といたしました。

⑤ 【附属明細表】（2025年8月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

（単位：千円）

資産の種類	当期首残高 （注1）	当期増加額 （注2）	当期減少額 （注3）	当期末残高 （注1）	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	410,745	130,536	21,448 (10,580)	519,833	231,054	74,101	288,779
工具、器具及び備品	34,199	7,828	163 (163)	41,864	33,972	6,366	7,892
建設仮勘定（注4）	3,239	126,885	117,525	12,599	—	—	12,599
有形固定資産計	448,184	265,250	139,137 (10,744)	574,297	265,026	80,468	309,271
無形固定資産							
ソフトウェア	15,488	10,758	—	26,246	11,215	5,004	15,030
ソフトウェア仮勘定 （注4）	1,000	9,758	10,758	—	—	—	—
特許権	—	250	—	250	26	26	223
無形固定資産計	16,488	20,766	10,758	26,496	11,241	5,030	15,254
長期前払費用	720	1,556	873	1,403	—	—	1,403

（注） 1. 当期首残高および当期末残高は取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	当期新規開校教室（移転を含む10校）	127,341 千円
工具、器具及び備品	当期新規開校教室（移転を含む10校）	4,240 千円
ソフトウェア	債権顧客管理システム	10,400 千円

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	当期中に移転した旧教室（3校）	10,867 千円
----	-----------------	-----------

なお、当期減少額のうち（ ）内は内書きで減損損失の計上額であります。

4. 建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の当期増加額は、各資産の取得に伴う増加額であり、当期減少額は、各資産科目への振替額です。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	107,696	98,356	0.9	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	236,543	138,187	1.0	2027年1月～2031年1月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	344,239	236,543	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	52,427	28,560	28,560	22,650

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	600	—	—	600
賞与引当金	2,021	3,776	2,021	—	3,776

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2025年8月31日現在)

1 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,075,870
合計	1,075,870

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
国民健康保険団体連合会	48,313
株式会社マリモソーシャルソリューションズ	10,975
太子ゴルフ観光株式会社	10,076
Welkin合同会社	9,698
株式会社サザンフォース	9,263
その他	11,674
合計	100,002

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
75,148	3,504,026	3,479,172	100,002	97.2	9.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品

区分	金額(千円)
会員向け商品	34,701
店舗器具	6,312
合計	41,013

④ 貯蔵品

区分	金額(千円)
店舗備品	13,156
店舗用少額器具	24,507
新店舗用備品	7,655
その他	18
合計	45,338

2 固定資産

① 差入保証金

区分	金額(千円)
店舗差入保証金	283,718
その他	49,204
合計	332,923

3 流動負債

① 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社トンボ飲料	3,675
リバイヴ	214
Shenzhen Minson International Logistics Co.,Ltd	96
合計	3,986

② 未払金

相手先	金額(千円)
株式会社岩井工建	12,409
株式会社東京ソーエイ	8,800
東急カード株式会社	4,923
株式会社和幸流通サービス	3,746
株式会社ステラナーヴェ	2,823
その他	122,132
合計	154,835

③ 契約負債

区分	金額(千円)
直営店舗売上に係る契約負債	196,303
フランチャイズ店舗売上に係る契約負債	72,634
その他	91,376
合計	360,313

④ 預り金

区分	金額(千円)
フランチャイズ加盟店に係る預り金	423,004
その他	43,214
合計	466,219

⑤ 未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税、住民税及び事業税	105,767
合計	105,767

4 固定負債

① 長期預り保証金

区分	金額(千円)
フランチャイズ加盟店に係る預り保証金	173,328
合計	173,328

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎年2月末日
1単元の株式数	100 株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店 (注)1
買取手数料	無料 (注)2
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL: https://ne-is.com/e_publicnotice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満の株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次にあげる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	第1回新株予約権
発行年月日	2024年6月4日
種類	第1回新株予約権（ストック・オプション）
発行数	普通株式430,800株
発行価格	276円
資本組入額	138円
発行価額の総額	118,900,800円
資本組入額の総額	59,450,400円
発行方法	2024年6月3日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	なし

（注）1．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- （1）同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- （2）当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- （3）当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年8月31日であります。
- 2．株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
- 3．退職等により従業員13名60,000株分の権利が喪失しております。
- 4．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	第1回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき276円
行使期間	2026年6月4日から2034年6月3日まで
行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると特に認める場合には、その認める範囲において、本新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ④本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

5. 2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

第1回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
山崎 拓也	東京都杉並区	会社役員	88,000	24,288,000 (276)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
田島 幸樹	東京都世田谷区	会社役員	88,000	24,288,000 (276)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 1. 新株予約権の取得者である当社従業員（特別利害関係を除く）40名、割当株式総数194,800株に関する記載は省略しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3. 2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社みなみの島 ※1	東京都港区白金台五丁目15番5号 トゥワイン デール2階	2,400,000	54.91
南 友介 ※1, 2	東京都千代田区	1,600,000	36.61
山崎 拓也 ※3	東京都杉並区	88,000 (88,000)	2.01 (2.01)
田島 幸樹 ※3	東京都世田谷区	88,000 (88,000)	2.01 (2.01)
— ※4	—	8,400 (8,400)	0.19 (0.19)
— ※4	—	8,000 (8,000)	0.18 (0.18)
— ※4	—	8,000 (8,000)	0.18 (0.18)
— ※4	—	7,600 (7,600)	0.17 (0.17)
— ※4	—	7,600 (7,600)	0.17 (0.17)
— ※4	—	7,600 (7,600)	0.17 (0.17)
— ※4	—	7,600 (7,600)	0.17 (0.17)
— ※4	—	6,200 (6,200)	0.14 (0.14)
— ※4	—	5,800 (5,800)	0.13 (0.13)
— ※4	—	5,400 (5,400)	0.12 (0.12)
— ※4	—	5,400 (5,400)	0.12 (0.12)
— ※4	—	5,400 (5,400)	0.12 (0.12)
— ※4	—	5,400 (5,400)	0.12 (0.12)
— ※4	—	4,800 (4,800)	0.11 (0.11)
— ※4	—	4,800 (4,800)	0.11 (0.11)
— ※4	—	4,800 (4,800)	0.11 (0.11)
— ※4	—	4,800 (4,800)	0.11 (0.11)
— ※4	—	4,800 (4,800)	0.11 (0.11)
— ※4	—	4,400 (4,400)	0.10 (0.10)
— ※4	—	4,400 (4,400)	0.10 (0.10)
— ※4	—	4,400 (4,400)	0.10 (0.10)
— ※4	—	4,400 (4,400)	0.10 (0.10)
— ※4	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
— ※ 4	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
— ※ 4	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
— ※ 4	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
— ※ 4	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
— ※ 4	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
— ※ 4	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
— ※ 4	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
— ※ 4	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
— ※ 4	—	3,600 (3,600)	0.08 (0.08)
— ※ 4	—	3,600 (3,600)	0.08 (0.08)
— ※ 4	—	3,600 (3,600)	0.08 (0.08)
— ※ 4, 5	—	3,200 (3,200)	0.07 (0.07)
— ※ 4	—	3,200 (3,200)	0.07 (0.07)
— ※ 4	—	3,200 (3,200)	0.07 (0.07)
— ※ 4	—	3,200 (3,200)	0.07 (0.07)
— ※ 4	—	3,200 (3,200)	0.07 (0.07)
— ※ 4	—	3,200 (3,200)	0.07 (0.07)
— ※ 4	—	3,200 (3,200)	0.07 (0.07)
— ※ 4	—	2,800 (2,800)	0.06 (0.06)
計	—	4,370,800 (370,800)	100.00 (8.48)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
4. 当社の従業員
5. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長の配偶者)
6. 株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
7. () 内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2026年 5 月20日

ネイス株式会社
取締役会 御中

そうせい監査法人
東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村 勝治
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大高 宏和
----------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているネイス株式会社の2023年9月1日から2024年8月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネイス株式会社の2024年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

ネイス株式会社
取締役会 御中

そうせい監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 木村 勝治

指定社員
業務執行社員

公認会計士 大高 宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているネイス株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネイス株式会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年 5 月20 日

ネイス株式会社
取締役会 御中

そうせい監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 木村 勝治
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大高 宏和
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているネイス株式会社の2025年9月1日から2026年8月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネイス株式会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。



NEiS